

ゆう・あいプラン2021
～亀岡市男女共同参画計画～
後期実施計画（案）

令和8年度～令和12年度

基本目標	重点プラン	施策	ページ
1 男女共同参画社会の実現に向けての意識改革とシステムづくり	1 男女共同参画意識づくりの推進、人権学習の推進	1 性別役割分担・差別意識に基づいた制度や慣行の見直し	1
		2 制度・慣行の見直しに向けた啓発、情報提供	2～5
		3 男女共同参画による行政運営のための職員の意識改革	6
		4 男女共同参画社会づくりに向けた人権学習の推進	7～10
		5 男女共同参画の視点に立った市の刊行物発行の推進	11～12
		6 リテラシーの育成	13
	2 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進	7 保育所（園）・幼稚園における男女共同参画教育の推進	14
		8 学校における男女共同参画教育の推進	15～16
2 誰もが働きやすく活躍できる環境づくり 【女性活躍推進計画】	3 政策・方針決定の場への女性の参画の促進	9 市の審議会等への女性の積極的登用	17～18
		10 市の女性職員の職域拡大と管理職への積極的登用	19
		11 学校運営体制における男女共同参画の推進	20
		12 企業・各種団体・地域活動における女性の意思決定の場への参画促進	21～26
		13 ポジティブ・アクションの推進	27
	4 就労の場における男女共同参画の推進	14 雇用の場における男女共同参画の促進	28～29
		15 農林業・自営業における男女共同参画の推進	30
		16 多様な就業機会の確保に向けた支援	31～33
		17 能力発揮のための学習機会の提供・情報提供	34
	5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できる環境づくり	18 男女が子育て・介護を担える環境づくり	35
		19 総合的な子育て支援	36～39
		20 男女がともに豊かな高齢期をおくる条件整備	40
		21 家庭における男女共同参画の啓発	41

	6	ハラスメント防止に向けた取組の実施	2 2	職場におけるハラスメント防止対策の推進	42～43
3	7	男女の視点を取り入れた市民活動・地域防災活動の推進	2 3	地域活動における男女共同参画の推進と市民団体・地域団体の活動への支援	44
			2 4	地域社会を巻き込んだ男女共同参画の周知と普及、啓発の強化	45
			2 5	男女双方の視点等に配慮した緊急時対応	46
			2 6	女性グループ・ネットワークづくりへの支援	47
	8	多様な立場の困難を抱えた人々への支援	2 7	社会的に不利な状況にある人々への支援	48～54
			2 8	国際交流事業における男女共同参画の推進	55～56
	9	生涯にわたる健康の保持と促進	2 9	ライフステージに応じた健康づくりへの支援	57～59
			3 0	女性の健康を脅かす問題についての対策の推進	60～61
	1 0	LGBTQ+への理解促進と支援	3 1	LGBTQ+の人への社会的理解の促進に向けた啓発	62～63
4	1 1	暴力に気づき、暴力をふるわない、許さない意識づくり	3 2	女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり	64～65
			3 3	配偶者等からの暴力への対策の推進	66～70
	1 2	DV被害者への相談や支援の強化	3 4	相談体制の充実と連携の強化	71～75
5	1 3	男女共同参画の実効性の確保	3 5	庁内連携による計画の推進	76
			3 6	苦情処理のためのシステムづくり	77
			3 7	計画の進行管理	78
	1 4	男女共同参画事業の周知	3 8	男女共同参画条例の周知	79
			3 9	市民との協働による男女共同参画の推進	80～82

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8～12 年度) 調書**

担当部課	生涯学習部 人権啓発課					担当者	竹嶋 宣輝
係 名	男女共同参画推進係						
基本目標	No.	1	男女共同参画社会の実現に向けての意識改革とシステムづくり				
重点プラン	No.	1	男女共同参画意識づくりの推進、人権学習の推進				
施 策	No.	1	性別役割分担・差別意識に基づいた制度や慣行の見直し				
第 5 次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	2	具体的施策No.施策名	1 男女共同参画の意識づくり	
その他の計画	ゆう・あいプラン2021～亀岡市男女共同参画計画～						

施策(制度・事業)名	No.	1	男女共同参画意識調査							
具体的施策・事業の内容	男女共同参画社会の実現に向けて、その浸透の確認、分析・把握するため、市民意識調査を実施し、調査結果の公表を行う。(令和11年度)									
実施区分	継 続		新 規		完 了		廃 止			
実施期間	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
	—		—		—		○		—	
成果指標・活動指標	成果指標		男女共同参画意識の実態把握及び事業の見直し							
	活動指標		男女共同参画に関する市民意識調査の実施(1回)							
活動指標の具体的な考え方	令和11年度に男女共同参画市民意識調査を実施し、男女共同参画意識の浸透状況を確認、分析・把握する。									
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効			B. やや有効		C. あまり有効でない		D. 有効でない		
	《評価の理由》 男女共同参画意識の浸透状況を確認し、分析・把握することは非常に効果的である。また、男女の固定的な役割分担意識の変革を図るため、効果的な啓発を実施するための基礎資料として有効である。					《課題・問題点》 男女の固定的な役割分担意識の解消に向けて、引き続き啓発を行う必要がある。 令和6年度 男女共同参画市民意識調査 「社会全体の中で男女の地位は平等になっていると思う市民の割合」⇒23.2%				

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	市長公室 広報プロモーション課				担当者	川上 大世
係 名	広報広聴係					
基本目標	No.	1	男女共同参画社会の実現に向けての意識改革とシステムづくり			
重点プラン	No.	1	男女共同参画意識づくりの推進、人権学習の推進			
施 策	No.	2	制度・慣行の見直しに向けた啓発、情報提供			
第 5 次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	7	節	7	具体的施策No.施策名	2 市政に関する情報提供
その他の計画						

施策(制度・事業)名		No.	2	市広報媒体を通じた啓発・情報提供					
具体的施策・事業の内容		男女共同参画にかかる啓発事業等について、広報紙、ホームページ、SNS等において関連記事等を掲載する。							
実施区分		継 続		新 規		完 了		廃 止	
実施期間		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
		○		○		○		○	
成果指標・活動指標		成果指標		市民に男女共同参画の理念を浸透させる					
		活動指標		広報紙、ホームページ、SNS等の広報媒体による記事等の掲載やイベント等の情報発信（年1回以上）					
活動指標の具体的な考え方		記事の掲載やイベント等の周知により、男女共同参画の理念を広め、それらの事業効果を高めるものとして指標を設定する。							
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効		B. やや有効			C. あまり有効でない		D. 有効でない	
	《評価の理由》 男女共同参画イベント等の周知をあらゆる媒体で周知することにより、多くの参加（関係）者を得ることができていると考える。 アンケート結果から「男女の平等と相互の理解や協力についての広報・啓発を進める」の関心の高さが伺えるため、引き続き取り組む。					《課題・問題点》 なし			

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	生涯学習部 人権啓発課					担当者	竹嶋 宣輝
係 名	男女共同参画推進係						
基本目標	No.	1	男女共同参画社会の実現に向けての意識改革とシステムづくり				
重点プラン	No.	1	男女共同参画意識づくりの推進、人権学習の推進				
施 策	No.	2	制度・慣行の見直しに向けた啓発、情報提供				
第5次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	2	具体的施策No.施策名	1 男女共同参画の意識づくり	
その他の計画							

施策(制度・事業)名		No.	3	情報紙「ゆう・あいネット」の発行								
具体的施策・事業の内容		市民公募の編集委員と協力し、わかりやすく、親しみやすい情報紙を作成する。市ホームページやSNSへの掲載等、さまざまな媒体により、市民に男女共同参画に関する情報を提供する。										
実施区分		継 続		新 規		完 了		廃 止				
実施期間		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度		
		○		○		○		○		○		
成果指標・活動指標		成果指標		社会全体の中で男女の地位は平等になっていると思う市民の割合（30.0％）								
		活動指標		「ゆう・あいネット」の発行（年2回）								
活動指標の具体的な考え方		情報紙を年2回（9月、2月）発行し、全戸配布及び関係機関への配布を行うことで、啓発及び情報を提供する。										
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効			B. やや有効			C. あまり有効でない			D. 有効でない		
	《評価の理由》 社会情勢を踏まえた多様なテーマの発信を通じて、市民と協働しながら男女共同参画に関する理解と意識の向上を図ることができる。						《課題・問題点》 男女共同参画に関する多様なテーマを継続的に取り上げる必要がある一方で、テーマの掘り起こしが難しい点が課題である。					

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	教育部 図書館				担当者	山本 美幸
係 名						
基本目標	No.	1	男女共同参画社会の実現に向けての意識改革とシステムづくり			
重点プラン	No.	1	男女共同参画意識づくりの推進、人権学習の推進			
施 策	No.	2	制度・慣行の見直しに向けた啓発、情報提供			
第5次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	4	節	2	具体的施策No.施策名	5読書環境の充実
その他の計画						

施策(制度・事業)名		No.	4	関連図書・資料の収集と提供					
具体的施策・事業の内容		男女共同参画に関する図書の購入冊数 男女共同参画週間、女性に対する暴力をなくす運動期間に図書館内で展示の実施							
実施区分		継 続		新 規		完 了		廃 止	
実施期間		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
		○		○		○		○	
成果指標・活動指標		成果指標		男女共同参画に関する図書の展示 男女共同参画やジェンダーを意識した「おはなし会」の実施					
		活動指標		男女共同参画に関する図書の展示の実施回数（年 2 回） 「おはなし会」の実施回数（年 1 回）					
活動指標の具体的な考え方		図書の展示や「おはなし会」を通じて、子どもたちに男女共同参画について理解を深めてもらうことを目的としている。							
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効			B. やや有効		C. あまり有効でない		D. 有効でない	
	《評価の理由》 男女共同参画に関する図書の展示を図書館で行うことにより、図書を通して男女共同参画に関する意識が芽生えるため。				《課題・問題点》 なし				

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	教育部 社会教育課					担当者	藤本 泰輔
係 名	社会教育係						
基本目標	No.	1	男女共同参画社会の実現に向けての意識改革とシステムづくり				
重点プラン	No.	1	男女共同参画意識づくりの推進、人権学習の推進				
施 策	No.	2	制度・慣行の見直しに向けた啓発、情報提供				
第5次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	1	具体的施策No.施策名	2 人権教育の推進	
その他の計画							

施策(制度・事業)名		No.	5	啓発ビデオの貸出、情報提供					
具体的施策・事業の内容		人権教育教材の貸出等を通じて、性別にかかわらず、その個性と能力が十分発揮でき、多様な生き方ができる社会を目指して人権意識の向上に努める。							
実施区分		継 続		新 規		完 了		廃 止	
実施期間		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
		○		○		○		○	
成果指標・活動指標		成果指標		市内企業や団体の人権研修へ人権教育教材を貸出（年 3 5 本以上）					
		活動指標		人権教育教材をホームページ等で周知（年 1 回以上）					
活動指標の具体的な考え方		活用しやすい人権教育教材のラインナップを図る。							
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効		B. やや有効			C. あまり有効でない		D. 有効でない	
	《評価の理由》 多様な生き方ができる社会を目指し、人権研修や自主研修の教材として啓発ビデオの貸出や情報提供を行い、人権意識の向上に努める取組を実施できるため。					《課題・問題点》 引き続き、広報に努め人権教育・学習活動を推進する。			

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	市長公室 人事課				担当者	釜中 美樹
係 名	能力開発係					
基本目標	No.	1	男女共同参画社会の実現に向けての意識改革とシステムづくり			
重点プラン	No.	1	男女共同参画意識づくりの推進、人権学習の推進			
施 策	No.	3	男女共同参画による行政運営のための職員の意識改革			
第5次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	8	節	1	具体的施策No.施策名	2 多様化する行政課題に対応できる 組織改革と人材育成の推進
その他の計画						

施策(制度・事業)名		No.	6	市職員の研修の充実					
具体的施策・事業の内容		人権研修の中で男女共同参画にかかる研修を実施し、市職員としての責任や役割の再認識を徹底し、ジェンダーをはじめとする人権意識の向上を図る。							
実施区分		継 続		新 規		完 了		廃 止	
実施期間		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
		○		○		○		○	
成果指標・活動指標		成果指標		研修内容理解度（90.0％）					
		活動指標		研修実施回数（年1回以上）					
活動指標の具体的な考え方		年1回以上の研修を実施することで、女性活躍の推進や男女共同参画の推進につながる。							
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効			B. やや有効		C. あまり有効でない		D. 有効でない	
	《評価の理由》 亀岡市男女共同参画に関する市民意識調査報告書「第2章4. 仕事について（1）職場環境/（2）男女がともに働きやすい環境をつくるために必要だと思うこと」の改善を図り、女性活躍の推進や男女共同参画の推進につながる。				《課題・問題点》 職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止の徹底。				

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	生涯学習部 人権啓発課				担当者	竹嶋 宣輝
係 名	男女共同参画推進係					
基本目標	No.	1	男女共同参画社会の実現に向けての意識改革とシステムづくり			
重点プラン	No.	1	男女共同参画意識づくりの推進、人権学習の推進			
施 策	No.	4	男女共同参画意識づくりに向けた人権学習の推進			
第 5 次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	2	具体的施策No.施策名	1 男女共同参画の意識づくり
その他の計画						

施策(制度・事業)名		No.	7	ゆう・あいセミナーの開催					
具体的施策・事業の内容		一人ひとりの意識や行動の変化を促し、男女共同参画社会の実現を推進するため、男女共同参画に関する講座を開催する。							
実施区分		継 続		新 規		完 了		廃 止	
実施期間		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
		○		○		○		○	
成果指標・活動指標		成果指標		社会全体の中で男女の地位は平等になっていると思う市民の割合 (30.0%)					
		活動指標		ゆう・あいセミナーの開催回数 (年3回)					
活動指標の具体的な考え方		イクボス講座、スキルアップセミナー、DV防止啓発講座を各対象者向けに開催することで、男女共同参画社会の実現と多様な人材の育成を目指す。							
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効		B. やや有効			C. あまり有効でない		D. 有効でない	
	《評価の理由》 DVの防止やスキル向上を目的としたセミナーなどを開催し、市民等の参加を促すことで、職場や地域活動において活躍できる多様な人材の育成につながることが期待されるため。					《課題・問題点》 セミナーへの参加人数が伸び悩んでおり、誰もが参加しやすい興味を引くテーマ設定と、SNS等を活用した効果的な周知により参加促進を図ることが課題である。			

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	生涯学習部 市民力推進課				担当者	藤井 那菜
係 名	市民活動推進係					
基本目標	No.	1	男女共同参画社会の実現に向けての意識改革とシステムづくり			
重点プラン	No.	1	男女共同参画意識づくりの推進、人権学習の推進			
施 策	No.	4	男女共同参画意識づくりに向けた人権学習の推進			
第5次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	4	節	2	具体的施策No.施策名	1 地域で循環する学びの機会提供
その他の計画						

施策(制度・事業)名	No.	8	生涯学習ゆう・あい賞顕彰制度の実施			
具体的施策・事業の内容	一人ひとりが互いに認め合い尊重し合う生涯学習のまちづくりを進め、男女共同参画社会の発展に大きく寄与している個人または団体を表彰する。					
実施区分	継 続		新 規		完 了	廃 止
実施期間	令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度	令和 11 年度
	—		○		—	○
成果指標・活動指標	成果指標		—			
	活動指標		生涯学習ゆう・あい賞表彰を隔年で実施する。			
活動指標の具体的な考え方	生涯学習賞は表彰実施要領に基づき、大賞とゆう・あい賞を隔年で実施している。					
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効		B. やや有効		C. あまり有効でない	D. 有効でない
	《評価の理由》 生涯学習の推進に貢献し、特に男女共同参画推進に寄与する個人や団体を募集、表彰及び受賞記念講演を実施することで、男女共同参画に関する意識づくりを推進することが期待できる。				《課題・問題点》 なし	

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	教育部 社会教育課				担当者	藤本 泰輔
係 名	社会教育係					
基本目標	No.	1	男女共同参画社会の実現に向けての意識改革とシステムづくり			
重点プラン	No.	1	男女共同参画意識づくりの推進、人権学習の推進			
施 策	No.	4	男女共同参画意識づくりに向けた人権学習の推進			
第 5 次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	1	具体的施策No.施策名	2 人権教育の推進
その他の計画						

施策(制度・事業)名	No.	9	人権教育講座の開催							
具体的施策・事業の内容	性別にかかわらず誰もが自分らしく生きることができる社会を目指し、人権教育講座を開催し、自分自身の生活と関わった「気づき」と「行動」につながるような講座を開催する。									
実施区分	継 続		新 規		完 了		廃 止			
実施期間	令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度	
	○		○		○		○		○	
成果指標・活動指標	成果指標		受講者アンケートで「人権問題の解決に向けてふみ出すことができますか」の問いに対し、「ふみ出している・ふみ出せそう・ふみ出したい」と回答した人の割合（85.0％以上）							
	活動指標		人権教育講座の開催（年5回）							
活動指標の具体的な考え方	市民や市内企業の従業員を対象に継続して学ぶ機会の提供をはかる。									
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効		B. やや有効		C. あまり有効でない		D. 有効でない			
	《評価の理由》 性別にかかわらず誰もが自分らしく生きることができる社会を目指し、人権教育講座を開催することで市民の人権学習の機会を創出できるため。				《課題・問題点》 継続して男女共同参画の視点を取り入れた講座を開催する。					

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	教育部 社会教育課				担当者	藤本 泰輔
係 名	社会教育係					
基本目標	No.	1	男女共同参画社会の実現に向けての意識改革とシステムづくり			
重点プラン	No.	1	男女共同参画意識づくりの推進、人権学習の推進			
施 策	No.	4	男女共同参画意識づくりに向けた人権学習の推進			
第5次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	1	具体的施策No.施策名	2 人権教育の推進
その他の計画						

施策(制度・事業)名		No.	10	人権教育事業の開催								
具体的施策・事業の内容		部落差別(同和問題)、女性、子ども、高齢者、障がいのある人など様々な人権問題への理解と認識を深め、人権や平和などの観点から「人権尊重」のまちづくりを目指す事業を開催する。										
実施区分		継 続		新 規		完 了		廃 止				
実施期間		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度		
		○		○		○		○		○		
成果指標・活動指標		成果指標		受講者アンケートで「人権問題の解決に向けてふみ出すことができますか」の問いに対し、「ふみ出している・ふみ出せそう・ふみ出したい」と回答した人の割合（85.0％以上）								
		活動指標		開催回数（年1回）								
活動指標の具体的な考え方		男女共同参画推進事業とも相乗効果が得られるよう亀岡の人権教育事業を同日開催する。										
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効			B. やや有効			C. あまり有効でない			D. 有効でない		
	《評価の理由》 様々な人権問題への理解と認識を深め、人権や平和などの観点から「人権尊重」のまちづくりを目指す事業を開催し、性別にかかわらず活躍できる社会の実現を目指した人権意識の向上を図ることができるため。						《課題・問題点》 令和7年度に開催した「かめおか人権・平和 市民フォーラム」において人権教育事業を実施し、検証を踏まえたうえで今後の事業のあり方を検討中である。					

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	市長公室 広報プロモーション課				担当者	川上 大世
係 名	広報広聴係					
基本目標	No.	1	男女共同参画社会の実現に向けての意識改革とシステムづくり			
重点プラン	No.	1	男女共同参画意識づくりの推進、人権学習の推進			
施 策	No.	5	男女共同参画の視点に立った市の刊行物発行の推進			
第5次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	7	節	7	具体的施策No.施策名	2 市政に関する情報提供
その他の計画						

施策(制度・事業)名	No.	11	市の広報媒体におけるジェンダーに敏感な視点での情報発信									
具体的施策・事業の内容	本市の広報媒体で発信する内容がジェンダーに敏感な視点に立ったものであるようにする。											
実施区分	継 続		新 規		完 了		廃 止					
実施期間	令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度			
	○		○		○		○		○			
成果指標・活動指標	成果指標		市広報媒体から発信する情報がジェンダーに配慮したものになる									
	活動指標		広報広聴主任に対する周知回数（年 1 回以上）									
活動指標の具体的な考え方	各所属に配置する広報広聴主任が、所属単位での広報を所掌することから、広報広聴主任に対する周知を徹底することでジェンダーに配慮した広報に資するものとして指標を設定する。											
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効			B. やや有効			C. あまり有効でない			D. 有効でない		
	《評価の理由》 毎年度実施する広報広聴主任会議等で周知を行うとともに、当課に合議を受ける広報物についてジェンダーに配慮した視点から確認を行うことで有効なものであると考える。						《課題・問題点》 なし					

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	総務部 総務課				担当者	橋本 ちあき
係 名	文書管理係					
基本目標	No.	1	男女共同参画社会の実現に向けての意識改革とシステムづくり			
重点プラン	No.	1	男女共同参画意識づくりの推進、人権学習の推進			
施 策	No.	5	男女共同参画の視点に立った市の刊行物発行の推進			
第 5 次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	8	節	1	具体的施策No.施策名	3 市民に信頼される行政運営と 市民参画の推進
その他の計画						

施策(制度・事業)名		No.	12	ジェンダーに敏感な視点による市の公文書の点検					
具体的施策・事業の内容		公文書作成において、ジェンダーに敏感な視点で適切な表現に努めるため、文書取扱主任会議を通じて職員への周知を図る。							
実施区分		継 続		新 規		完 了		廃 止	
実施期間		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
		○		○		○		○	
成果指標・活動指標		成果指標		ジェンダーに配慮した視点で公文書作成や点検を行うことができる。					
		活動指標		文書主任会議において周知（年 1 回）					
活動指標の具体的な考え方		各所属に配置する文書取扱主任を対象に周知することで、全所属の文書事務にジェンダーに配慮した視点をとり入れられることから指標として設定する。							
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効			B. やや有効		C. あまり有効でない		D. 有効でない	
	《評価の理由》 毎年度実施する文書取扱主任会議で周知することにより、公文書の作成、点検等にジェンダーに敏感な視点を組み込むことができ、多様性や人権を尊重する組織基盤が構築できる。				《課題・問題点》 なし				

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	生涯学習部 人権啓発課					担当者	竹嶋 宣輝
係 名	男女共同参画推進係						
基本目標	No.	1	男女共同参画社会の実現に向けての意識改革とシステムづくり				
重点プラン	No.	1	男女共同参画意識づくりの推進、人権学習の推進				
施 策	No.	6	リテラシーの育成				
第 5 次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	2	具体的施策No.施策名	1 男女共同参画の意識づくり	
その他の計画							

施策(制度・事業)名		No.	13	法令等の理解促進（リーガルリテラシー）・メディアを主体的に読み解く力（メディア・リテラシー）に関する学習事業					
具体的施策・事業の内容		男女共同参画に関連の深い法律や用語等について、市ホームページや情報紙、セミナーの開催を通じて、市民の意識啓発及び理解の促進を図り、主体的に選択・活用していく能力の習得を促進する。							
実施区分		継 続		新 規		完 了		廃 止	
実施期間		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
		○		○		○		○	
成果指標・活動指標		成果指標		各種法令等に関する市民の認知度及び 男女共同参画に関連する用語等に関する市民の認知度 (65.0%)					
		活動指標		情報提供を行う回数（年1回以上）					
活動指標の具体的な考え方		市民が男女共同参画に関する知識を習得・理解し、主体的に活用できるよう情報提供を行う。							
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効		B. やや有効		C. あまり有効でない		D. 有効でない		
	《評価の理由》 男女共同参画に関連する法令等について、冊子配布や展示を行うことで、市民への効果的な情報提供が可能である。				《課題・問題点》 市ホームページや情報紙等を通じて、情報提供を行った後、どれくらい浸透しているか状況を把握することが非常に難しい。				

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	こども未来部 保育課				担当者	谷 裕幸
係 名	保育幼稚園係					
基本目標	No.	1	男女共同参画社会の実現に向けての意識改革とシステムづくり			
重点プラン	No.	2	子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進			
施 策	No.	7	保育所（園）・幼稚園における男女共同参画教育の推進			
第5次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	3	節	2	具体的施策No.施策名	2 保育・放課後児童会の提供体制の充実
その他の計画						

施策(制度・事業)名		No.	1	男女共同参画の視点に立った保育の実践研究事業					
具体的施策・事業の内容		○年間の計画の中で男女共同参画の推進に向けた人権保育・特別支援保育等の各研修会を実施。 ○性別にかかわらない保育活動を推進。 ○男女共同参画の視点にたって教材・絵本を点検。							
実施区分		継 続		新 規		完 了		廃 止	
実施期間		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
		○		○		○		○	
成果指標・活動指標		成果指標		人権意識の向上及び性別による役割分担意識の解消を目指す。					
		活動指標		保育所・こども園における男女共同参画の内容を含む研修の実施回数（年 1 回以上）					
活動指標の具体的な考え方		男女共同参画の視点に立った保育を実践していくことにより、性別による役割分担意識の解消につながることから、年 1 回以上の研修を活動指標とする。							
見た効果の評価 男女共同参画の視点から	A. 有 効			B. やや有効		C. あまり有効でない		D. 有効でない	
	《評価の理由》 「亀岡市男女共同参画に関する市民意識調査（P18）」内の年代別男女平等調査のうち、学校教育の場における性別による役割分担意識を問題と思う割合は47.6%とあり、男女共同参画の視点に立った保育を実践していくことにより、性別による役割分担意識の解消につながる。					《課題・問題点》 既に採用されている職員に加え、都度新たに採用される、新規採用職員や会計年度任用職員に対しても男女共同参画の推進に係る意識を向上させていく必要がある。			

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	教育部 学校教育課				担当者	子安 恵美子
係 名	指導係					
基本目標	No.	1	男女共同参画社会の実現に向けての意識改革とシステムづくり			
重点プラン	No.	2	子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進			
施 策	No.	8	学校における男女共同参画教育の推進			
第 5 次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	4	節	1	具体的施策No.施策名	3 教育内容の充実
その他の計画	第 2 次亀岡市教育振興基本計画					

施策(制度・事業)名	No.	3	学校における男女共同参画の視点に立った教育の推進							
具体的施策・事業の内容	児童生徒が、各教科や総合的な学習の時間の中で、いのちの大切さ、個性の尊重や相互理解などについての学習を進める。また、教職員の指導方法の工夫・改善に向けた研究活動の取組を支援する。 ○教職員研修の充実 ○自立と共生に向け、性別にとらわれない教育活動の推進									
実施区分	継 続		新 規		完 了		廃 止			
実施期間	令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度	
	○		○		○		○		○	
成果指標・活動指標	成果指標		—							
	活動指標		継続的な職員研修の実施							
活動指標の具体的な考え方			様々な研修の中に男女平等教育の視点を取り入れた研修を行う。							
見た効果の評価 男女共同参画の視点から	A. 有 効		B. やや有効		C. あまり有効でない		D. 有効でない			
	《評価の理由》 学校において男女平等教育を推進していくことは、ジェンダーにとらわれず、能力や個性を尊重した生き方が選択できる等、豊かな人権感覚の醸成と男女共同参画社会を実現させようとする積極的な態度の育成につながるもの と考える。				《課題・問題点》 多くの教職員が参加しやすい研修時期の選定、学校・家庭・地域との連携が必要である。					

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	教育部 学校教育課				担当者	子安 恵美子
係 名	指導係					
基本目標	No.	1	男女共同参画社会の実現に向けての意識改革とシステムづくり			
重点プラン	No.	2	子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進			
施 策	No.	8	学校における男女共同参画教育の推進			
第5次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	4	節	1	具体的施策No.施策名	3 教育内容の充実
その他の計画	第2次亀岡市教育振興基本計画					

施策(制度・事業)名		No.	4	心身の健康と安全に関わる教育の充実								
具体的施策・事業の内容		学校教育の中で発達段階に応じ、喫煙・飲酒についての健康被害やH I V／エイズ、性感染症、薬物乱用の有害性などに関する正確な知識・情報の提供を行う。また、健康な身体づくりを支援できる取組を進める。 さらに、食に関する正しい知識の普及啓発を図るため、食育の推進に努める。 ○発達段階に応じた喫煙・薬物乱用防止及び性教育等の実施 ○収穫や料理など体験を通じた食育の普及啓発										
実施区分		継 続		新 規		完 了		廃 止				
実施期間		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度		
		○		○		○		○		○		
成果指標・活動指標		成果指標		—								
		活動指標		継続的な児童生徒への啓発								
活動指標の具体的な考え方		授業などにおいて、健康被害を含めた心身の健康と安全に関する内容の啓発を行う。										
見た効果の評価 男女共同参画の視点から	A. 有 効			B. やや有効			C. あまり有効でない			D. 有効でない		
	《評価の理由》 学校において、男女が互いに心身の健康について正確な知識・情報を身に付けることや食育を通して理解を深めることは、生命や自己を尊重し適切な行動が取れることにつながると共に、男女共同参画社会についての意識啓発の充実を図ることができる。						《課題・問題点》 学校・家庭・地域の連携が必要である。					

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	政策企画部 企画調整課				担当者	横山 智鶴
係 名	企画経営係					
基本目標	No.	2	誰もが働きやすく活躍できる環境づくり 【女性活躍推進計画】			
重点プラン	No.	3	政策・方針決定の場への女性の参画の促進			
施 策	No.	9	市の審議会等への女性の積極的登用			
第 5 次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	2	具体的施策No.施策名	1 男女共同参画の意識づくり
その他の計画						

施策(制度・事業)名		No.	1	市の審議会等への女性の積極的登用					
具体的施策・事業の内容		政策・方針決定の場に男女が対等に参画し意見を反映させるため、「審議会等の設置及び公開に関する指針」を遵守するよう全庁に周知し、「審議会等への女性の登用推進方策」に基づく事前協議を行い、女性の積極的登用を促進する。							
実施区分		継 続		新 規		完 了		廃 止	
実施期間		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
		○		○		○		○	
成果指標・活動指標		成果指標		審議会等の女性委員の比率（50.0％）					
		活動指標		「審議会等の設置及び公開に関する指針」及び「審議会等へ女性の登用推進方策」を遵守するよう全庁に周知する（年1回以上）					
活動指標の具体的な考え方		審議会等において積極的に女性を登用することで、男女の登用について偏りを減らし、女性委員のいない審議会の組織数を無くすことを目指す。							
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効			B. やや有効		C. あまり有効でない		D. 有効でない	
	《評価の理由》 「亀岡市男女共同参画に関する市民意識調査」において、男女共同参画社会の実現のため、力を入れていくべき取組として、「女性を政策決定の場に積極的に登用する取組」が挙げられているように、政策・方針決定の場に女性を積極的に登用することで、男女が対等に参画し、意見を反映することが可能となる。					《課題・問題点》 成果指標（審議会等の女性委員の比率）を達成するためには、各審議会の委員として女性の積極的な登用促進を図ることは必要であるが、各審議会の委員選定の基となる各審議会を構成する各種団体の構成員の男女比率が均等になるようにすることも必要である。			

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	生涯学習部 人権啓発課				担当者	竹嶋 宣輝
係 名	男女共同参画推進係					
基本目標	No.	2	誰もが働きやすく活躍できる環境づくり 【女性活躍推進計画】			
重点プラン	No.	3	政策・方針決定の場への女性の参画の促進			
施 策	No.	9	市の審議会等への女性の積極的登用			
第 5 次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	2	具体的施策No.施策名	1 男女共同参画の意識づくり
その他の計画						

施策(制度・事業)名		No.	1	市の審議会等への女性の積極的登用								
具体的施策・事業の内容		政策・方針決定の場に男女が対等に参画し意見を反映させるため、「審議会等の設置及び公開に関する指針」を順守するよう全庁に周知し、「審議会等への女性の登用推進方策」に基づく事前協議を行い、女性の積極的登用を促進する。										
実施区分		継 続		新 規		完 了		廃 止				
実施期間		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度		
		○		○		○		○		○		
成果指標・活動指標		成果指標		審議会等の女性委員の比率（50.0％）								
		活動指標		「審議会等へ女性の登用推進方策」を遵守するよう全庁に周知する回数（年1回以上）								
活動指標の具体的な考え方		審議会等において登用予定の委員を事前に協議することで、男女の登用について偏りを減らし、女性委員のいない審議会が無いよう推進していく。										
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効			B. やや有効			C. あまり有効でない			D. 有効でない		
	《評価の理由》 審議会等における女性委員の比率を令和12年度までに50％に引き上げるとともに、女性委員のいない審議会をなくすため、女性委員の積極的な登用に努めている。この取組により、幅広い意見を今後の施策に反映させる効果が期待できるため。						《課題・問題点》 全庁への事前協議が形骸化しており、今後基準や協議方法等を含め、運用方法を見直していく必要がある。					

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	市長公室 人事課				担当者	八木 吉之
係 名	人事係					
基本目標	No.	2	誰もが働きやすく活躍できる環境づくり 【女性活躍推進計画】			
重点プラン	No.	3	政策・方針決定の場への女性の参画の促進			
施 策	No.	10	市の女性職員の職域拡大と管理職への積極的登用			
第 5 次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	8	節	1	具体的施策No.施策名	2 多様化する行政課題に対応できる 組織改革と人材育成の推進
その他の計画						

施策(制度・事業)名		No.	2	市女性職員の管理監督職への積極的登用					
具体的施策・事業の内容		能力実績主義を基本に「亀岡市人材育成基本方針」も踏まえ、定期人事異動における女性の管理監督職への登用を積極的に図る。							
実施区分		継 続		新 規		完 了		廃 止	
実施期間		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
		○		○		○		○	
成果指標・活動指標		成果指標		管理監督者に占める女性職員の割合（40.0％）					
		活動指標		—					
活動指標の具体的な考え方		—							
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効			B. やや有効		C. あまり有効でない		D. 有効でない	
	《評価の理由》 亀岡市男女共同参画に関する市民意識調査報告書第2章4. 仕事について（1）職場環境〔4. 女性は管理職に登用されにくい〕の改善が見込める。					《課題・問題点》 管理監督職への登用の希望する職場環境の整備。			

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	教育部 教育総務課				担当者	中島 唯人
係 名	管理係					
基本目標	No.	2	誰もが働きやすく活躍できる環境づくり 【女性活躍推進計画】			
重点プラン	No.	3	政策・方針決定の場への女性の参画の促進			
施 策	No.	11	学校運営体制における男女共同参画の推進			
第5次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	2	具体的施策No.施策名	4 働きやすい職場環境づくり
その他の計画						

施策(制度・事業)名	No.	3	学校運営における男女共同参画の推進								
具体的施策・事業の内容	女性教職員の能力・意欲に基づき、管理職への登用を促進する。										
実施区分	継 続		新 規		完 了		廃 止				
実施期間	令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度		
	○		○		○		○		○		
成果指標・活動指標	成果指標		小学校、中学校、義務教育学校における女性管理職の登用率 (25.0%以上)								
	活動指標		—								
活動指標の具体的な考え方			教職員は京都府教育委員会の任用であるため、「特定事業主行動計画等における女性管理職割合の目標設定状況等」を参考に成果指標のみ設定している。								
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効			B. やや有効			C. あまり有効でない			D. 有効でない	
	《評価の理由》 評価不能。						《課題・問題点》 評価不能。				

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	商工観光部 商工観光課				担当者	岡部 皓喜
係 名	商工振興係					
基本目標	No.	2	誰もが働きやすく活躍できる環境づくり 【女性活躍推進計画】			
重点プラン	No.	3	政策・方針決定の場への女性の参画の促進			
施 策	No.	12	企業・各種団体・地域活動における女性の意思決定の場への参画促進			
第 5 次亀岡市総合計画具体的施策	章	1	節	2	具体的施策No.施策名	1 男女共同参画の意識づくり
その他の計画						

施策(制度・事業)名		No.	4	企業・事業所等への啓発・情報提供					
具体的施策・事業の内容		市内企業・事業所の経営者（雇用者）に対して、女性の職域拡大、管理職への登用、女性能力開発のための研修機会の拡充を図るための啓発、情報提供を行う。							
実施区分		継 続		新 規		完 了		廃 止	
実施期間		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
		○		○		○		○	
成果指標・活動指標		成果指標		企業における人権研修・講座への参加回数（年 1 回以上）					
		活動指標		市内企業へ人権研修会の開催案内を行い積極的な参加を促す。					
活動指標の具体的な考え方		企業内での人権意識向上のため、人権研修・講座への積極的な参加を促す。							
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効		B. やや有効			C. あまり有効でない		D. 有効でない	
	《評価の理由》 市内企業・事業所の経営者（雇用者）に対して情報提供を行い、女性の職域拡大や能力開発、管理職への登用に注力することで、各種方針決定過程への女性の参画を推進し、女性の視点から見た多様な意見や考え方を意思決定に反映させることにつながるため、効果的である と考える。					《課題・問題点》 市内経済団体である亀岡商工会議所を通じて広く情報発信を行っているが、亀岡市人権啓発推進協議会企業部会に加盟している企業については総括会議を通じて状況を把握できるものの、非加盟企業については把握しきれていない。			

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	生涯学習部 人権啓発課					担当者	竹嶋 宣輝
係 名	男女共同参画推進係						
基本目標	No.	2	誰もが働きやすく活躍できる環境づくり 【女性活躍推進計画】				
重点プラン	No.	3	政策・方針決定の場への女性の参画の促進				
施 策	No.	12	企業・各種団体・地域活動における女性の意思決定の場への参画促進				
第 5 次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	2	具体的施策No.施策名	1 男女共同参画の意識づくり	
その他の計画							

施策(制度・事業)名	No.	5	ゆう・あい地域講座の開催			
具体的施策・事業の内容	各自治会で講座を開催し、女性の意思決定の場への参加促進など男女共同参画について啓発を行う。					
実施区分	継 続		新 規		完 了	廃 止
実施期間	令和 8 年度		令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
	○		○	○	○	○
成果指標・活動指標	成果指標		社会全体の中で男女の地位は平等になっていると思う市民の割合（30.0％）			
	活動指標		ゆう・あい地域講座の開催回数（年1回以上）			
活動指標の具体的な考え方	各自治会で男女共同参画に関する講座を行うことにより、男女共同参画の意識を高められる機会を提供する。					
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効		B. やや有効		C. あまり有効でない	D. 有効でない
	《評価の理由》 男女共同参画に関するテーマに応じて多様な講師を選定し、情報発信や啓発を行うことで、男女共同参画などについて身近に感じ、気づくことのできる機会を提供できるため。			《課題・問題点》 男女共同参画意識の浸透を目指し、今後も継続して啓発を行う必要がある。 令和6年度ゆう・あい地域講座アンケート結果 「男女共同参画の意識が高まった」の割合⇒60.2％		

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	総務部 自治防災課					担当者	乾 彰展
係 名	自治振興係						
基本目標	No.	2	誰もが働きやすく活躍できる環境づくり 【女性活躍推進計画】				
重点プラン	No.	3	政策・方針決定の場への女性の参画の促進				
施 策	No.	12	企業・各種団体・地域活動における女性の意思決定の場への参画促進				
第 5 次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	3	具体的施策No.施策名	1 コミュニティ活動の推進	
その他の計画							

施策(制度・事業)名	No.	6	地域活動等あらゆる分野における、意思決定の場への女性の参画促進							
具体的施策・事業の内容	男女がともに住みよいまちづくりを進めるために、女性の意思決定の場への参画促進等について各自治会へ声掛け等を行う。									
実施区分	継 続		新 規		完 了		廃 止			
実施期間	令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度	
	○		○		○		○		○	
成果指標・活動指標	成果指標		—							
	活動指標		自治会に対して地域づくりやまちづくり等あらゆる分野における意思決定の場への女性の参画促進について意識付けを随時行う。							
活動指標の具体的な考え方			自治会から地域づくりの相談を受けた際などには、意思決定の場への女性の参画促進について意識付けを随時行う。							
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効		B. やや有効		C. あまり有効でない			D. 有効でない		
	《評価の理由》 自治会から地域づくり等の相談があった際には、意思決定の場への女性の参画促進について意識付けを随時行った。区長には女性も就任されているが、各町自治会長においては、これまで女性の就任実績がないため。				《課題・問題点》 なし					

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	農業委員会				担当者	鵜飼 はるか
係 名						
基本目標	No.	2	誰もが働きやすく活躍できる環境づくり 【女性活躍推進計画】			
重点プラン	No.	3	政策・方針決定の場への女性の参画の促進			
施 策	No.	12	企業・各種団体・地域活動における女性の意思決定の場への参画促進			
第 5 次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	2	具体的施策No.施策名	1 男女共同参画の意識づくり
その他の計画						

施策(制度・事業)名	No.	6	地域活動等あらゆる分野における、意思決定の場への女性の参画促進			
具体的施策・事業の内容	男女が共に住みよいまちづくりを進めるために地域づくりやまちづくり等あらゆる分野における意思決定の場への女性の参画促進について働きかけを行う。 ○女性委員として、定例総会や広報委員会その他会議に積極参加。 ○年1回発行 農業委員会だよりの参画 4,500部 ○地域の農業に関する課題等解決についても積極的に関わる。					
実施区分	継 続		新 規		完 了	
実施期間	令和8年度		令和9年度		令和10年度	
	○		○		○	
成果指標・活動指標	成果指標		女性農業委員数(10人)			
	活動指標		各自治会に積極的に女性委員を推薦していただくよう呼びかける。			
活動指標の具体的な考え方	農業委員(定員19名)・農地利用最適化推進委員数(定数29人)の約20%					
見た効果の評価 男女共同参画の視点から	A. 有 効		B. やや有効		C. あまり有効でない	
	《評価の理由》 1か月に1度の定例総会では、女性が積極的に発言をされており様々な意見が反映できている、農業は未だ男社会が色濃い面もあるが、委員の意識改革ができている。		《課題・問題点》 農業委員、農地利用最適化推進委員名48中、女性委員は4名である。 次期委員(令和8年7月改選)は女性委員の積極的な登用を図る。			
D. 有効でない						

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	産業観光部 農林振興課				担当者	荒美 大作
係 名	有機・食農推進係					
基本目標	No.	2	誰もが働きやすく活躍できる環境づくり 【女性活躍推進計画】			
重点プラン	No.	3	政策・方針決定の場への女性の参画の促進			
施 策	No.	12	企業・各種団体・地域活動における女性の意思決定の場への参画促進			
第 5 次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	2	具体的施策No.施策名	1 男女共同参画の意識づくり
その他の計画						

施策(制度・事業)名	No.	6	地域活動等あらゆる分野における、意思決定の場への女性の参画促進							
具体的施策・事業の内容	亀岡市総合農政計画審議会における女性委員比率を40%とする。									
実施区分	継続		新規		完了		廃止			
実施期間	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
	○		—		○		—		○	
成果指標・活動指標	成果指標		女性委員比率（40.0%）							
	活動指標		委員改選時に選出団体に依頼し、女性の積極的な登用を図る。							
活動指標の具体的な考え方		審議会委員11名中4名程度を女性委員とする。								
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有効		B. やや有効		C. あまり有効でない			D. 有効でない		
	《評価の理由》 農業施策の基本施策を審議いただく審議会に女性の視点を取り入れることは、農村地域の維持等も含め多様な意見や考え方を反映させる点から効果があると考えます。				《課題・問題点》 農業従事者は男性が多いため、審議会委員の人選にあたり、各種団体等にお声がけをしてもお引き受けいただける女性が少ない。					

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	教育部 社会教育課				担当者	竹内 一馬
係 名	社会教育係					
基本目標	No.	2	誰もが働きやすく活躍できる環境づくり 【女性活躍推進計画】			
重点プラン	No.	3	政策・方針決定の場への女性の参画の促進			
施 策	No.	12	企業・各種団体・地域活動における女性の意思決定の場への参画促進			
第5次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	4	節	2	具体的施策No.施策名	3 社会教育の推進
その他の計画						

施策(制度・事業)名		No.	6	地域活動等あらゆる分野における、意思決定の場への女性の参画促進					
具体的施策・事業の内容		社会教育関係団体等に対して啓発資料等を配布し、女性の意思決定の場への参画を促進する。							
実施区分		継 続		新 規		完 了		廃 止	
実施期間		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
		○		○		○		○	
成果指標・活動指標		成果指標		啓発資料等を年 1 回以上配布し、女性の意思決定の場への参画を促進する					
		活動指標		社会教育団体等に啓発資料等を配布（年 1 回以上）					
活動指標の具体的な考え方		啓発資料や人権教育講座等の案内を行う。							
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効		B. やや有効		C. あまり有効でない		D. 有効でない		
	《評価の理由》 社会教育関係団体等に対して啓発資料等を配布することで、地域活動等において性別にとらわれることなく意思決定が行えるよう促進できるため。				《課題・問題点》 性別にとらわれることなく活動できる社会教育団体となるよう務める。				

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	生涯学習部 人権啓発課					担当者	竹嶋 宣輝
係 名	男女共同参画推進係						
基本目標	No.	2	誰もが働きやすく活躍できる環境づくり 【女性活躍推進計画】				
重点プラン	No.	3	政策・方針決定の場への女性の参画の促進				
施 策	No.	13	ポジティブ・アクションの推進				
第5次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	2	具体的施策No.施策名	1 男女共同参画の意識づくり	
その他の計画							

施策(制度・事業)名		No.	7	ポジティブ・アクション（積極的改善措置）についての啓発・情報提供					
具体的施策・事業の内容		ポジティブ・アクションの促進に向けて、情報紙や市ホームページ等を利用して情報提供を行う。							
実施区分		継 続		新 規		完 了		廃 止	
実施期間		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
		○		○		○		○	
成果指標・活動指標		成果指標		審議会等の女性委員の比率（50.0％）					
		活動指標		ポジティブ・アクションについて情報提供を行う回数（年1回）					
活動指標の具体的な考え方		審議会等への女性の登用推進方策について、情報紙や市ホームページ等を活用し、情報提供する。							
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効		B. やや有効		C. あまり有効でない		D. 有効でない		
	《評価の理由》 女性の活躍を推進していくうえで有効であり、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の趣旨に基づき進めていく。				《課題・問題点》 審議会等への女性委員の登用目標である50％が未達成である課については、引き続き積極的な登用を働きかけていく。				

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	商工観光部 商工観光課					担当者	岡部 皓喜
係 名	商工振興係						
基本目標	No.	2	誰もが働きやすく活躍できる環境づくり 【女性活躍推進計画】				
重点プラン	No.	4	就労の場における男女共同参画の推進				
施 策	No.	14	雇用の場における男女共同参画の促進				
第 5 次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	2	具体的施策No.施策名	1 男女共同参画の意識づくり	
その他の計画							

施策(制度・事業)名		No.	1	男女雇用機会均等法など労働関連の法律や制度の周知								
具体的施策・事業の内容		市内企業・事業所の経営者（雇用者）に対し、男女共同参画を推進するため、セミナーや情報紙などにより、企業体制の整備と働く女性の人権、地位向上に向け、法制度を周知する。										
実施区分		継 続		新 規		完 了		廃 止				
実施期間		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度		
		○		○		○		○		○		
成果指標・活動指標		成果指標		企業における人権研修・講座への参加回数（年 1 回以上）								
		活動指標		市内企業へ人権研修会の開催案内を行い積極的な参加を促す。								
活動指標の具体的な考え方		企業内での人権意識向上のため、人権研修・講座への積極的な参加を促す。										
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効			B. やや有効			C. あまり有効でない			D. 有効でない		
	《評価の理由》 法制度の周知を行い、女性の職域拡大や能力開発、管理職への登用に注力することで、各種方針決定過程への女性の参画を推進し、女性の視点から見た多様な意見や考え方を意思決定に反映させることにつながるため、効果的であると考える。						《課題・問題点》 市内経済団体である亀岡商工会議所を通じて広く情報発信を行っているが、亀岡市人権啓発推進協議会企業部会に加盟している企業については総括会議を通じて状況を把握できるものの、非加盟企業については把握しきれていない。					

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	生涯学習部 人権啓発課					担当者	竹嶋 宣輝
係 名	男女共同参画推進係						
基本目標	No.	2	誰もが働きやすく活躍できる環境づくり 【女性活躍推進計画】				
重点プラン	No.	4	就労の場における男女共同参画の推進				
施 策	No.	14	雇用の場における男女共同参画の促進				
第 5 次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	2	具体的施策No.施策名	1 男女共同参画の意識づくり	
その他の計画							

施策(制度・事業)名	No.	1	男女雇用機会均等法など労働関連の法律や制度の周知			
具体的施策・事業の内容	市内企業・事業所の経営者（雇用者）に対し、男女共同参画を推進するため、セミナーや情報紙などにより、企業体制の整備と働く女性の人権、地位向上に向け、法制度を周知する。					
実施区分	継 続		新 規		完 了	廃 止
実施期間	令和 8 年度		令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
	○		○	○	○	○
成果指標・活動指標	成果指標		男女雇用機会均等法の用語・内容等に関する認知度（90.0％）			
	活動指標		イクボス講座の開催回数（年1回）			
活動指標の具体的な考え方	イクボス講座の開催により、法制度等の周知を図ることで、市内企業等の人権意識向上を目指す。					
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効		B. やや有効		C. あまり有効でない	D. 有効でない
	《評価の理由》 市内企業・事業所の経営者に対し、セミナーや情報紙などにより、企業体制の整備と働く女性の人権、地位向上に向け、法制度を周知することにより、改善に向けた意識づくりが期待できる。			《課題・問題点》 チラシの配布だけで効果を見込むことは難しい。あわせて、企業等に対して講座やセミナー等も実施することで、より具体的な啓発に努めていく。		

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	産業観光部 農林振興課					担当者	高木 遥香
係 名	有機・食農推進係						
基本目標	No.	2	誰もが働きやすく活躍できる環境づくり 【女性活躍推進計画】				
重点プラン	No.	4	就労の場における男女共同参画の推進				
施 策	No.	15	農林業・自営業における男女共同参画の推進				
第5次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	2	具体的施策No.施策名	1 男女共同参画の意識づくり	
その他の計画							

施策(制度・事業)名	No.	2	第4次亀岡市元気農業プランの推進							
具体的施策・事業の内容	朝市や加工グループ等への男女共同参画の推進を図るために、情報提供等を行い支援する。 伝統食、郷土食等の保存・継承・啓発活動を行う中で、性別問わず参加者を募り、男女共同参画の推進を行う。									
実施区分	継 続		新 規		完 了		廃 止			
実施期間	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
	○		○		○		○		○	
成果指標・活動指標	成果指標		「食」にひと手間講座参加者数（年間50名）							
	活動指標		「食」にひと手間講座開催回数（年4回）							
活動指標の具体的な考え方	性別を問わず、より多くの方に参加していただけるよう春、夏、秋、冬と季節や食材を変えて、年4回開催する。									
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効		B. やや有効		C. あまり有効でない			D. 有効でない		
	《評価の理由》 性別を問わず参加者を募ることで、より広い層に対し地域特有の伝統的な食文化の継承等を行うことができるため。				《課題・問題点》 毎回女性の申込者が多く、男性にも魅力を感じてもらえる講座内容を検討していく必要がある。					

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	産業観光部 商工観光課				担当者	岡部 皓喜
係 名	商工振興係					
基本目標	No.	2	誰もが働きやすく活躍できる環境づくり 【女性活躍推進計画】			
重点プラン	No.	4	就労の場における男女共同参画の推進			
施 策	No.	16	多様な就業機会の確保に向けた支援			
第 5 次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	2	具体的施策No.施策名	1 男女共同参画の意識づくり
その他の計画						

施策(制度・事業)名		No.	3	男女雇用機会均等法など労働関連の法律や制度の周知（再掲）					
具体的施策・事業の内容		市内企業・事業所の経営者（雇用者）に対し、男女共同参画を推進するため、セミナーや情報紙などにより、企業体制の整備と働く女性の人権、地位向上に向け、法制度を周知する。							
実施区分		継 続		新 規		完 了		廃 止	
実施期間		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
		○		○		○		○	
成果指標・活動指標		成果指標		企業における人権研修・講座への参加回数（年 1 回以上）					
		活動指標		市内企業へ人権研修会の開催案内を行い積極的な参加を促す。					
活動指標の具体的な考え方		企業内での人権意識向上のため、人権研修・講座への積極的な参加を促す。							
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効		B. やや有効		C. あまり有効でない		D. 有効でない		
	《評価の理由》 法制度の周知を行い、女性の職域拡大や能力開発、管理職への登用に注力することで、各種方針決定過程への女性の参画を推進し、女性の視点から見た多様な意見や考え方を意思決定に反映させることにつながるため、効果的であると考える。				《課題・問題点》 市内経済団体である亀岡商工会議所を通じて広く情報発信を行っているが、亀岡市人権啓発推進協議会企業部会に加盟している企業については総括会議を通じて状況を把握できるものの、非加盟企業については把握しきれていない。				

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	生涯学習部 人権啓発課					担当者	竹嶋 宣輝
係 名	男女共同参画推進係						
基本目標	No.	2	誰もが働きやすく活躍できる環境づくり 【女性活躍推進計画】				
重点プラン	No.	4	就労の場における男女共同参画の推進				
施 策	No.	16	多様な就業機会の確保に向けた支援				
第5次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	2	具体的施策No.施策名	1 男女共同参画の意識づくり	
その他の計画							

施策(制度・事業)名		No.	3	男女雇用機会均等法など労働関連の法律や制度の周知（再掲）					
具体的施策・事業の内容		市内企業・事業所の経営者（雇用者）に対し、男女共同参画を推進するため、セミナーや情報紙などにより、企業体制の整備と働く女性の人権、地位向上に向け、法制度を周知する。							
実施区分		継 続		新 規		完 了		廃 止	
実施期間		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
		○		○		○		○	
成果指標・活動指標		成果指標		男女雇用機会均等法の用語・内容等に関する認知度（90.0％）					
		活動指標		イクボス講座の開催回数（年1回）					
活動指標の具体的な考え方		イクボス講座の開催により、法制度等の周知を図ることで、市内企業等の人権意識向上を目指す。							
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効		B. やや有効		C. あまり有効でない		D. 有効でない		
	《評価の理由》 市内企業・事業所の経営者に対し、セミナーや情報紙などにより、企業体制の整備と働く女性の人権、地位向上に向け、法制度を周知することにより、改善に向けた意識づくりが期待できる。				《課題・問題点》 チラシの配布だけで効果を見込むことは難しい。あわせて、企業等に対して講座やセミナー等も実施することで、より具体的な啓発に努めていく。				

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	教育部 学校給食センター				担当者	山本 道代
係 名						
基本目標	No.	2	誰もが働きやすく活躍できる環境づくり 【女性活躍推進計画】			
重点プラン	No.	4	就労の場における男女共同参画の推進			
施 策	No.	16	多様な就業機会の確保に向けた支援			
第5次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	4	節	1	具体的施策No.施策名	2 教育環境の充実
その他の計画	第2次亀岡市教育振興基本計画					

施策(制度・事業)名	No.	4	小学校給食の提供		
具体的施策・事業の内容	市内小学校 1 4 校及び義務教育学校（前期課程） 2 校に学校給食の提供を行う。				
実施区分	継 続		新 規	完 了	廃 止
実施期間	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
	○	○	○	○	○
成果指標・活動指標	成果指標	年間給食実施割合（概ね 5 0 . 0 %）			
	活動指標	年間給食実施回数（概ね 1 8 0 回）			
活動指標の具体的な考え方	亀岡市立小学校、中学校及び義務養育学校の管理運営に関する規則で定める休業日等を除いて年間給食実施日程を決定し、これに基づいて学校給食を実施する。				
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効		B. やや有効	C. あまり有効でない	D. 有効でない
	《評価の理由》 まだまだ食事を作るのは母親（女性）が多く、仕事に就く女性も増えてきている中で、子育て中の保護者にとって子どもの弁当を作ることの負担を軽減することは有効である。			《課題・問題点》 給食費がかかることによる経済的負担。	

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	生涯学習部 人権啓発課					担当者	竹嶋 宣輝
係 名	男女共同参画推進係						
基本目標	No.	2	誰もが働きやすく活躍できる環境づくり 【女性活躍推進計画】				
重点プラン	No.	4	就労の場における男女共同参画の推進				
施 策	No.	17	能力発揮のための学習機会の提供・情報提供				
第5次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	2	具体的施策No.施策名	4 働きやすい職場環境づくり	
その他の計画							

施策(制度・事業)名	No.	5	エンパワーメント・スキルアップ講座の開催								
具体的施策・事業の内容	キャリアやライフプラン、自己表現など職業能力を開発・向上させる講座を開催する。										
実施区分	継 続		新 規		完 了		廃 止				
実施期間	令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度		
	○		○		○		○		○		
成果指標・活動指標	成果指標		社会全体の中で男女の地位は平等になっていると思う市民の割合（30.0%）								
	活動指標		エンパワーメントセミナー・スキルアップセミナーの開催回数（年2回）								
活動指標の具体的な考え方		エンパワーメントセミナー及びスキルアップセミナーを開催し、参加者に学習機会の提供をすることで、主体的に行動・決定を行う人材の育成を目指す。									
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効		B. やや有効			C. あまり有効でない			D. 有効でない		
	《評価の理由》 テーマに応じた講師を選定し、セミナーを開催することで、参加した多くの人の自己表現や職業能力など能力向上を図る。			《課題・問題点》 誰もが参加しやすく興味を引くテーマ設定と、SNS等を活用した効果的な周知により参加促進を図ることが課題である。							

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	生涯学習部 人権啓発課				担当者	竹嶋 宣輝
係 名	男女共同参画推進係					
基本目標	No.	2	誰もが働きやすく活躍できる環境づくり 【女性活躍推進計画】			
重点プラン	No.	5	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できる環境づくり			
施 策	No.	18	男女が子育て・介護を担える環境づくり			
第5次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	2	具体的施策No.施策名	4 働きやすい職場環境づくり
その他の計画						

施策(制度・事業)名	No.	1	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方の促進			
具体的施策・事業の内容	亀岡市イクボス・プロジェクトにより、事業者に育児・介護休業の制度利用促進のための啓発や情報提供を行う。また、固定的な性別役割分担意識を是正し、男性の家庭生活への参加を促進する。					
実施区分	継 続		新 規	完 了	廃 止	
実施期間	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	
	○	○	○	○	○	
成果指標・活動指標	成果指標	家庭生活において男女が平等であるという意識（40.0％）				
	活動指標	イクボス講座の開催回数（年1回）				
活動指標の具体的な考え方	事業者等における育児・介護休業制度の利用促進に向けた啓発及び男女居固定的な性別役割分担意識の是正を目指す。					
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効		B. やや有効	C. あまり有効でない	D. 有効でない	
	《評価の理由》 育児・介護休業制度やマネジメント等に詳しい講師を選定し、講座を開催することで、参加した事業者に対して、男女の固定的な役割分担意識を是正するとともに、そうした学習成果を実務において改善やマネジメント等に活用する人材の育成を見込むことができるため。			《課題・問題点》 固定的な役割分担意識の是正に向けて、今後も継続して講座を開催する必要がある。 令和6年度 男女共同参画市民意識調査 「家庭生活において男女が平等であるという意識」⇒35.3％		

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	こども未来部 保育課					担当者	關本 泰生
係 名	保育政策係						
基本目標	No.	2	誰もが働きやすく活躍できる環境づくり 【女性活躍推進計画】				
重点プラン	No.	5	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できる環境づくり				
施 策	No.	19	総合的な子育て支援				
第 5 次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	3	節	1	具体的施策No.施策名	2 保育・放課後児童会の提供体制の充実	
その他の計画	第 3 期亀岡市子ども・子育て支援事業計画						

施策(制度・事業)名		No.	2	保育サービス				
具体的施策・事業の内容		保護者の就労形態や勤務時間帯の多様化によるニーズに対応するため、一時保育、延長保育、休日保育、病児・病後児保育、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施による多様な子育て支援を行う。						
実施区分		継 続		新 規		完 了	廃 止	
実施期間		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
		○		○		○	○	○
成果指標・活動指標		成果指標		—				
		活動指標		一時保育、延長保育、休日保育、病児・病後児保育、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施				
活動指標の具体的な考え方		保護者のニーズの多様化に対応した事業を実施することで、男女共同参画の推進が期待できる。						
効果の評価	男女共同参画の視点から見た	A. 有 効		B. やや有効		C. あまり有効でない		D. 有効でない
		《評価の理由》 男女共同参画の推進により、男女にかかわらず保護者の就労形態や勤務時間帯が多様化しているため、多様な子育て支援を行うことにより男女共同参画の推進につながる。				《課題・問題点》 男女共同参画の視点に立った成果目標の設定は困難である。		

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	こども未来部 子育て支援課				担当者	河北 純季
係 名	子どもファースト推進係					
基本目標	No.	2	誰もが働きやすく活躍できる環境づくり 【女性活躍推進計画】			
重点プラン	No.	5	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できる環境づくり			
施 策	No.	19	総合的な子育て支援			
第5次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	3	節	1	具体的施策No.施策名	1 地域ぐるみの子育て支援
その他の計画	第3期亀岡市子ども・子育て支援事業計画					

施策(制度・事業)名		No.	3	地域ぐるみの子育て支援								
具体的施策・事業の内容		子育て家庭の孤立化や負担感の解消を図るため、地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業を展開する中で、親子の居場所づくりや子育て情報の発信・提供、育児不安等への相談対応を行うとともに、ファミリーサポート事業の充実を図る。										
実施区分		継 続		新 規		完 了		廃 止				
実施期間		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度		
		○		○		○		○		○		
成果指標・活動指標		成果指標		ファミリーサポート事業の登録会員数の維持								
		活動指標		ファミリーサポート事業の効果的な広報周知及び会員募集								
活動指標の具体的な考え方		広報周知や会員確保によりファミリーサポート事業の利用促進が期待できる。										
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効			B. やや有効			C. あまり有効でない			D. 有効でない		
	《評価の理由》 子育て家庭を地域ぐるみで支援する取組であるとともに、男女に関わらず子育てに積極的に関与する機会・きっかけを提供する取組であるため。						《課題・問題点》 ファミリーサポート事業の推進にあたり、広報活動等の工夫に努め登録会員数を維持していく必要がある。					

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	教育部 社会教育課				担当者	生沢 翠
係 名	児童クラブ事業推進係					
基本目標	No.	2	誰もが働きやすく活躍できる環境づくり 【女性活躍推進計画】			
重点プラン	No.	5	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できる環境づくり			
施 策	No.	19	総合的な子育て支援			
第5次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	3	節	1	具体的施策No.施策名	2 保育・放課後児童会の提供体制の充実
その他の計画						

施策(制度・事業)名		No.	4	亀岡市放課後児童健全育成事業（かめおか児童クラブ）								
具体的施策・事業の内容		保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るとともに、働く世代の子育てを支援する施策の一環として、市内全校区においてかめおか児童クラブを開設する。(R5 年度から名称変更)										
実施区分		継 続		新 規		完 了		廃 止				
実施期間		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度		
		○		○		○		○		○		
成果指標・活動指標		成果指標		保護者アンケートで「満足」という回答（75%以上）								
		活動指標		全児童クラブにおいて待機児童をつくらない。								
活動指標の具体的な考え方		条件を満たすすべての児童が安心して過ごせる児童クラブを目指す。										
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効			B. やや有効			C. あまり有効でない			D. 有効でない		
	《評価の理由》 開設時間や土日祝日の開設等により、男女が共に子育てを行い、また、仕事と子育ての両立を図ることができる環境づくりに寄与するなど、男女共同参画の推進に有効であると考えられるため。						《課題・問題点》 平日午後7時までの延長や土日祝日の開設等により、子育て支援を推進する。入会児童数の増加に対応できるよう、開設場所や人材を確保し、保育環境の向上に取り組む。					

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	環境先進都市推進部 環境政策課					担当者	谷口 明泉
係 名	環境プロモーションセンター						
基本目標	No.	2	誰もが働きやすく活躍できる環境づくり 【女性活躍推進計画】				
重点プラン	No.	5	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できる環境づくり				
施 策	No.	19	総合的な子育て支援				
第5次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	2	具体的施策No.施策名	4 働きやすい職場環境づくり	
その他の計画							

施策(制度・事業)名	No.	5	かめおか自然アカデミー							
具体的施策・事業の内容	亀岡の豊かな自然の中での親子活動を通じ、性別にとらわれない学びの場を提供する。									
実施区分	継 続		新 規		完 了		廃 止			
実施期間	令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度	
	○		○		○		○		○	
成果指標・活動指標	成果指標		次世代を担う子どもたちが豊かな自然体験・生活体験を積み重ねることによって地球環境問題を自らの問題とし、真剣に受け止められるようになること。							
	活動指標		①親子活動の場の提供回数（年間30回） ②親子活動の参加者数（1,000人）							
活動指標の具体的な考え方		令和6、7年度実績を基に算出								
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効			B. やや有効		C. あまり有効でない		D. 有効でない		
	《評価の理由》 亀岡の豊かな自然の中での親子活動を提供することにより、夫婦や家族間でのコミュニケーションをはかるきっかけになるほか、男性による、家事・育児の積極的な参加にもつながるため。				《課題・問題点》 なし					

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	教育部 社会教育課				担当者	竹内 一馬
係 名	社会教育係					
基本目標	No.	2	誰もが働きやすく活躍できる環境づくり 【女性活躍推進計画】			
重点プラン	No.	5	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できる環境づくり			
施 策	No.	20	男女がともに豊かな高齢期をおくる条件整備			
第5次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	4	節	2	具体的施策No.施策名	3 社会教育の推進
その他の計画						

施策(制度・事業)名	No.	6	亀岡市さわやか教室		
具体的施策・事業の内容	高齢者が地域社会の一員であることの自覚を持ち、自らの生きがいのある人生を目指し、その時代にふさわしい社会的能力を伸ばすため、教室を開催し、様々な分野の学習機会や交流の機会を提供する。				
実施区分	継 続		新 規	完 了	廃 止
実施期間	令和 8 年度		令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
	○		○	○	○
成果指標・活動指標	成果指標		受講者アンケート結果で「満足」と回答した人の割合（80%以上）		
	活動指標		高齢の方が受講しやすい時期の開催（年6回以上）		
活動指標の具体的な考え方	受講者の健康と生きがい向上のため受講を促す。				
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効		B. やや有効	C. あまり有効でない	D. 有効でない
	《評価の理由》 市民の皆さんがふれあいを深めながら楽しく学ぶことを通じて生きがいの創出や仲間づくりを進め、社会参加のために必要な知識を習得し、男女ともに家庭や地域社会で活躍するための学習機会や交流の機会を提供できるため。			《課題・問題点》 男女ともに豊かな高齢期をおくるために必要な知識を得るとともに、日々の生活や家庭及び地域社会で活かすことができるような学習機会の提供を行う。	

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	生涯学習部 人権啓発課					担当者	竹嶋 宣輝
係 名	男女共同参画推進係						
基本目標	No.	2	誰もが働きやすく活躍できる環境づくり 【女性活躍推進計画】				
重点プラン	No.	5	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できる環境づくり				
施 策	No.	21	家庭における男女共同参画の啓発				
第5次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	2	具体的施策No.施策名	4 働きやすい職場環境づくり	
その他の計画							

施策(制度・事業)名		No.	7	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方の促進（再掲）					
具体的施策・事業の内容		亀岡市イクボス・プロジェクトにより、事業者に育児・介護休業の制度利用促進のための啓発や情報提供を行う。また、固定的な性別役割分担意識を是正し、男性の家庭生活への参加を促進する。							
実施区分		継 続		新 規		完 了		廃 止	
実施期間		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
		○		○		○		○	
成果指標・活動指標		成果指標		家庭生活において男女が平等であるという意識（40.0％）					
		活動指標		イクボス講座の開催回数（年1回）					
活動指標の具体的な考え方		事業者等における育児・介護休業制度の利用促進に向けた啓発及び男女居固定的な性別役割分担意識の是正を目指す。							
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効		B. やや有効		C. あまり有効でない		D. 有効でない		
	《評価の理由》 育児・介護休業制度やマネジメント等に詳しい講師を選定し、講座を開催することで、参加した事業者に対して、男女の固定的な役割分担意識を是正するとともに、そうした学習成果を実務において改善やマネジメント等に活用する人材の育成を見込むことができるため。				《課題・問題点》 固定的な役割分担意識の是正に向けて、今後も継続して講座を開催する必要がある。 令和6年度 男女共同参画市民意識調査 「家庭生活において男女が平等であるという意識」⇒35.3％				

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	生涯学習部 人権啓発課				担当者	竹嶋 宣輝
係 名	男女共同参画推進係					
基本目標	No.	2	誰もが働きやすく活躍できる環境づくり 【女性活躍推進計画】			
重点プラン	No.	6	ハラスメント防止に向けた取組の実施			
施 策	No.	22	職場におけるハラスメント防止対策の推進			
第5次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	2	具体的施策No.施策名	3あらゆる暴力の根絶
その他の計画						

施策(制度・事業)名		No.	1	ハラスメント防止のための啓発								
具体的施策・事業の内容		セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等あらゆるハラスメント防止のため、情報紙、ホームページへの掲載等の情報提供、ゆう・あいフォーラムやゆう・あいセミナー等で啓発を行う。										
実施区分		継 続		新 規		完 了		廃 止				
実施期間		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度		
		○		○		○		○		○		
成果指標・活動指標		成果指標		各種ハラスメントについて知っていると回答した市民の割合（70.0％）								
		活動指標		ハラスメント防止のための情報提供の回数（年1回以上）								
活動指標の具体的な考え方		広報媒体やイベント・講座にてハラスメントに関する話題を取り上げ、複数回にわたってハラスメント防止の啓発を行う。										
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効			B. やや有効			C. あまり有効でない			D. 有効でない		
	《評価の理由》 イベントや講座などを通じて継続的に情報提供を行うことで、一人ひとりに対してハラスメント防止の意識向上を図ることができるため。									《課題・問題点》 講座や広報等を通じて、情報提供を行った後、どれくらい浸透しているか状況を把握することが非常に難しい。		

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	市長公室 人事課				担当者	釜中 美樹
係 名	能力開発係					
基本目標	No.	2	誰もが働きやすく活躍できる環境づくり 【女性活躍推進計画】			
重点プラン	No.	6	ハラスメント防止に向けた取組の実施			
施 策	No.	22	職場におけるハラスメント防止対策の推進			
第5次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	8	節	1	具体的施策No.施策名	2 多様化する行政課題に対応できる組織改革と人材育成の推進
その他の計画						

施策(制度・事業)名		No.	2	セクシュアル・ハラスメント等防止のための市職員研修の充実、 相談体制の確立								
具体的施策・ 事業の内容		セクシュアル・ハラスメント防止のための情報提供、職員研修を実施、また相談窓 口を中心とした体制の整備・確立。										
実施区分		継 続		新 規		完 了		廃 止				
実施期間		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度		
		○		○		○		○		○		
成果指標・活動指標		成果指標		研修内容理解度（90．0％）								
		活動指標		研修実施回数（年1回）								
活動指標の 具体的な考え方		年1回の研修を実施することで、男女共同参画社会についての理解促進につな がる。										
効果の 評価	男女共同 参画の 視点から 見た	A. 有 効			B. やや有効			C. あまり有効でない			D. 有効でない	
		《評価の理由》 亀岡市男女共同参画に関する市民意識調査 報告書「第2章10．男女共同参画の推進につ いて（1）男女共同参画社会の実現のため、力 を入れていくべき取組」として男女共同参画社 会についての理解促進につながる。					《課題・問題点》 市職員としての責任や男女共同参画意識の 徹底。					

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	生涯学習部 人権啓発課					担当者	竹嶋 宣輝
係 名	男女共同参画推進係						
基本目標	No.	3	あらゆる差別のない地域づくり				
重点プラン	No.	7	男女の視点を取り入れた市民活動・地域防災活動の推進				
施 策	No.	23	地域活動における男女共同参画の推進と市民団体・地域団体の活動への支援				
第5次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	2	具体的施策No.施策名	1 男女共同参画の意識づくり	
その他の計画							

施策(制度・事業)名	No.	1	ゆう・あいセミナーの開催（再掲）								
具体的施策・事業の内容	一人ひとりの意識や行動の変化を促し、男女共同参画社会の実現を推進するため、男女共同参画に関する講座を開催する。										
実施区分	継 続		新 規		完 了		廃 止				
実施期間	令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度		
	○		○		○		○		○		
成果指標・活動指標	成果指標		社会全体の中で男女の地位は平等になっていると思う市民の割合（30.0％）								
	活動指標		ゆう・あいセミナーの開催回数（年3回）								
活動指標の具体的な考え方		イクボス講座、スキルアップセミナー、DV防止啓発講座を各対象者向けに開催することで、男女共同参画社会の実現と多様な人材の育成を目指す。									
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効		B. やや有効			C. あまり有効でない			D. 有効でない		
	《評価の理由》 DVの防止やスキル向上を目的としたセミナーなどを開催し、市民等の参加を促すことで、職場や地域活動において活躍できる多様な人材の育成につながることを期待されるため。			《課題・問題点》 セミナーへの参加人数が伸び悩んでおり、誰もが参加しやすい興味を引くテーマ設定と、SNS等を活用した効果的な周知により参加促進を図ることが課題である。							

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	生涯学習部 人権啓発課					担当者	竹嶋 宣輝
係 名	男女共同参画推進係						
基本目標	No.	3	あらゆる差別のない地域づくり				
重点プラン	No.	7	男女の視点を取り入れた市民活動・地域防災活動の推進				
施 策	No.	24	地域社会を巻き込んだ男女共同参画の周知と普及、啓発の強化				
第 5 次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	2	具体的施策No.施策名	1 男女共同参画の意識づくり	
その他の計画							

施策(制度・事業)名		No.	2	ゆう・あい地域講座の開催（再掲）					
具体的施策・事業の内容		各自治会で講座を開催し、女性の意思決定の場への参加促進など男女共同参画について啓発を行う。							
実施区分		継 続		新 規		完 了		廃 止	
実施期間		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
		○		○		○		○	
成果指標・活動指標		成果指標		社会全体の中で男女の地位は平等になっていると思う市民の割合（30.0％）					
		活動指標		ゆう・あい地域講座の開催回数（年1回以上）					
活動指標の具体的な考え方		各自治会で男女共同参画に関する講座を行うことにより、男女共同参画の意識を高められる機会を提供する。							
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効		B. やや有効		C. あまり有効でない		D. 有効でない		
	《評価の理由》 男女共同参画に関するテーマに応じて多様な講師を選定し、情報発信や啓発を行うことで、男女共同参画などについて身近に感じ、気づくことのできる機会を提供できるため。				《課題・問題点》 男女共同参画意識の浸透を目指し、今後も継続して啓発を行う必要がある。 令和6年度ゆう・あい地域講座アンケート結果 「男女共同参画の意識が高まった」の割合⇒60.2％				

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	総務部 自治防災課					担当者	中山 隆一
係 名	防災・危機管理係						
基本目標	No.	3	あらゆる差別のない地域づくり				
重点プラン	No.	7	男女の視点を取り入れた市民活動・地域防災活動の推進				
施 策	No.	25	男女双方の視点等に配慮した緊急時対応				
第 5 次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	2	節	2	具体的施策No.施策名	1 総合的な防災体制の強化	
その他の計画	亀岡市地域防災計画 震災対策計画編第 2 編 9 8 ページ						

施策(制度・事業)名		No.	3	災害時における避難所の運営及び物資の確保							
具体的施策・事業の内容		生理用品、ベビーフード等の備蓄品の充実や、プライベートルーム等によるプライバシーの確保に努めるとともに、災害時の避難所開設要員に対して男女双方の視点に配慮できるよう周知徹底を図る。									
実施区分		継 続		新 規		完 了		廃 止			
実施期間		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度	
		○		○		○		○		○	
成果指標・活動指標		成果指標		—							
		活動指標		避難所開設要員に対する周知回数（年 1 回）							
活動指標の具体的な考え方		ジェンダーに敏感な視点で業務にあたるよう周知することにより、職員の男女共同参画に対する意識を高められる。									
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効			B. やや有効			C. あまり有効でない		D. 有効でない		
	《評価の理由》 常に、ジェンダーに敏感な視点で業務にあたるよう周知することにより、職員の男女共同参画に対する意識を高める。また、災害時の避難所開設要員に女性職員を配置することで、男女双方の視点に配慮した避難所運営を推進する。						《課題・問題点》 なし				

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	生涯学習部 人権啓発課					担当者	竹嶋 宣輝
係 名	男女共同参画推進係						
基本目標	No.	3	あらゆる差別のない地域づくり				
重点プラン	No.	7	男女の視点を取り入れた市民活動・地域防災活動の推進				
施 策	No.	26	女性グループ・ネットワークづくりへの支援				
第 5 次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	2	具体的施策No.施策名	1 男女共同参画の意識づくり	
その他の計画							

施策(制度・事業)名		No.	4	男女共同参画の実現を目指した市民活動への支援					
具体的施策・事業の内容		男女共同参画社会実現に向けて活動している団体やグループの交流及びネットワークづくりの支援、情報の提供、活動内容の広報支援を行う。							
実施区分		継 続		新 規		完 了		廃 止	
実施期間		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
		○		○		○		○	
成果指標・活動指標		成果指標		K Y I S S に加入する登録団体の拡大					
		活動指標		K Y I S S に加入する登録団体への情報提供回数（年 1 回以上）					
活動指標の具体的な考え方		男女共同参画に関連する事業の開催や登録グループの活動について、市広報紙等により情報提供することで、市民活動への支援を行う。							
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効		B. やや有効			C. あまり有効でない		D. 有効でない	
	《評価の理由》 グループ等の相互交流やネットワーク化、男女共同参画の視点を持った団体の市民活動などのさらなる推進を見込めるため。					《課題・問題点》 登録団体への情報提供や、広報協力を継続しているが、登録団体数が年々減少している。男女共同参画の推進に関心を持つ団体の新規登録が課題である。			

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	こども未来部　子育て支援課				担当者	力身　宗
係　　名	こども給付係					
基本目標	No.	3	あらゆる差別のない地域づくり			
重点プラン	No.	8	多様な立場の困難を抱えた人々への支援			
施　　策	No.	27	社会的に不利な状況にある人々への支援			
第5次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	3	節	1	具体的施策No.施策名	3 配慮が必要な子どもと家庭への 支援の充実
その他の計画	亀岡市子どもの貧困対策推進プラン					

施策(制度・事業)名	No.	1	ひとり親家庭への支援								
具体的施策・事業の内容	ひとり親家庭の自立と生活の安定のため、日常生活を支援する各種制度の周知や、就労支援・経済的支援等に向けた事業を行う。										
実施区分	継 続		新 規		完 了		廃 止				
実施期間	令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度		
	○		○		○		○		○		
成果指標・活動指標	成果指標		児童扶養手当受給者における父母の平均所得の上昇								
	活動指標		—								
活動指標の具体的な考え方	—										
の 評価 男女共同参画の視点から見た効果	A. 有 効			B. やや有効			C. あまり有効でない			D. 有効でない	
	《評価の理由》 ひとり親家庭に対する本取組は、男女に関わらずひとり親自身が等しく能力を発揮できる環境づくりに寄与する取組であるため。						《課題・問題点》 男女共同参画の視点に立った数値目標（特に本取組に限定した活動指標）の設定が困難であるとする。なお、成果指標については、第2期亀岡市子どもの貧困対策推進プラン（令和8年3月策定予定）において上記内容により設定予定。				

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	健康福祉部 高齢福祉課				担当者	八田 恭尚
係 名	高齢者支援係					
基本目標	No.	3	あらゆる差別のない地域づくり			
重点プラン	No.	8	多様な立場の困難を抱えた人々への応援			
施 策	No.	27	社会的に不利な状況にある人々への応援			
第5次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	3	節	2	具体的施策No.施策名	4介護保険サービスの基盤整備・自立生活への支援
その他の計画	亀岡市いきいき長寿プラン					

施策(制度・事業)名		No.	2	単身高齢者や高齢世帯への支援					
具体的施策・事業の内容		単身高齢者や高齢者世帯の日常生活を支援するための各種事業や生活安心サポート隊の取組により、社会的孤立のない環境づくりを行う。							
実施区分		継 続		新 規		完 了		廃 止	
実施期間		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
		○		○		○		○	
成果指標・活動指標		成果指標		—					
		活動指標		広報かめおかやSNS等の広報による周知（年1回以上）					
活動指標の具体的な考え方		市の広報誌やSNS等による広報活動を実施し、高齢者をはじめ、市民が事業について知る機会を設け、幅広い利用を促進する。							
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効			B. やや有効		C. あまり有効でない		D. 有効でない	
	《評価の理由》 単身高齢者や高齢者のみの世帯に対し、「緊急通報装置」等の高齢者福祉サービスを提供することにより、高齢単身女性をはじめすべての高齢者が住み慣れた地域で、安全で安心して暮らせる環境づくりを行うことができている。				《課題・問題点》 今後単身高齢者や高齢者のみの世帯が増加していく中で、「緊急通報装置」等の高齢者福祉サービスを知らない市民も多いことから、SNS等の広報媒体も活用しながら、必要な方にサービスが行き届くよう周知を図る必要がある。				

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	健康福祉部 障がい福祉課				担当者	中村 梨加
係 名	障がい者支援係					
基本目標	No.	3	あらゆる差別のない地域づくり			
重点プラン	No.	8	多様な立場の困難を抱えた人々への支援			
施 策	No.	27	社会的に不利な状況にある人々への支援			
第 5 次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	3	節	3	具体的施策No.施策名	3 社会参加の促進
その他の計画	第 4 期障がい者基本計画					

施策(制度・事業)名	No.	3	障がいのある人への支援		
具体的施策・事業の内容	性別にとらわれず、障がいのある人の自立と生活の安定のため、社会参加を支援する事業を行う。				
実施区分	継 続		新 規	完 了	廃 止
実施期間	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
	○	○	○	○	○
成果指標・活動指標	成果指標	福祉施設から一般就労への移行			
	活動指標	地域の相談機関との連携強化の取組の実施（年 1 回以上）			
活動指標の具体的な考え方	地域の相談機関と連携強化を行い、一般就労に向けて支援を行う。				
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効		B. やや有効	C. あまり有効でない	D. 有効でない
	《評価の理由》 福祉サービスを利用いただくことで、性別、障がいのあるなしにとらわれず、安心して地域生活を送れる環境の確保、社会参加が可能となる。			《課題・問題点》 なし	

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	こども未来部　子育て支援課				担当者	力身　宗
係　　名	こども給付係					
基本目標	No.	3	あらゆる差別のない地域づくり			
重点プラン	No.	8	多様な立場の困難を抱えた人々への支援			
施　　策	No.	27	社会的に不利な状況にある人々への支援			
第5次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	3	節	1	具体的施策No.施策名	3 配慮が必要な子どもと家庭への 支援の充実
その他の計画	亀岡市子どもの貧困対策推進プラン					

施策(制度・事業)名	No.	4	ひとり親家庭相談									
具体的施策・事業の内容	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立と生活の安定に向けた相談対応・助言を行う。											
実施区分	継 続		新 規		完 了		廃 止					
実施期間	令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度			
	○		○		○		○		○			
成果指標・活動指標	成果指標		児童扶養手当受給者における父母の平均所得の上昇									
	活動指標		—									
活動指標の具体的な考え方	—											
見た効果の評価 男女共同参画の視点から	A. 有 効			B. やや有効			C. あまり有効でない			D. 有効でない		
	《評価の理由》 ひとり親家庭に対する本取組は、男女に関わらずひとり親自身が等しく能力を発揮できる環境づくりに寄与する取組であるため。						《課題・問題点》 男女共同参画の視点に立った数値目標（特に本取組に限定した活動指標）の設定が困難であるとする。なお、成果指標については、第2期亀岡市子どもの貧困対策推進プラン（令和8年3月策定予定）において上記内容により設定予定。					

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	健康福祉部 高齢福祉課				担当者	松永 恵理子
係 名	地域包括ケア推進係					
基本目標	No.	3	あらゆる差別のない地域づくり			
重点プラン	No.	8	多様な立場の困難を抱えた人々への支援			
施 策	No.	27	社会的に不利な状況にある人々への支援			
第 5 次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	3	節	2	具体的施策No.施策名	3 健康づくりの推進と介護予防の充実
その他の計画	亀岡市いきいき長寿プラン					

施策(制度・事業)名	No.	5	高齢者への相談事業			
具体的施策・事業の内容	身近な相談窓口である地域包括支援センターによる相談支援体制の充実を図る。					
実施区分	継続		新規		完了	廃止
実施期間	令和8年度		令和9年度		令和10年度	令和11年度
	○		○		○	○
成果指標・活動指標	成果指標		—			
	活動指標		広報かめおかやSNS等の広報による周知（年1回以上）			
活動指標の具体的な考え方	市の広報誌やSNS等による広報活動を実施し、高齢者をはじめ、市民が地域包括支援センターについて知る機会を設け、幅広い利用を促進する。					
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有効		B. やや有効		C. あまり有効でない	D. 有効でない
	《評価の理由》 高齢女性をはじめ地域のすべての高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう相談支援を行っている。 また介護を行う家族に対する相談支援や介護負担軽減のための情報提供などを行っている。			《課題・問題点》 今後後期高齢者がますます増加する中で、相談件数の増加や地域包括支援センターに求められる役割も増してくると予測される中、センターに配属する専門職を継続的に確保することが困難になってきている。		

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	健康福祉部 障がい福祉課				担当者	田中 勇吾
係 名	障がい者支援係					
基本目標	No.	3	あらゆる差別のない地域づくり			
重点プラン	No.	8	多様な立場の困難を抱えた人々への支援			
施 策	No.	27	社会的に不利な状況にある人々への支援			
第 5 次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	3	節	3	具体的施策No.施策名	3 社会参加の促進
その他の計画	第 4 期障がい者基本計画					

施策(制度・事業)名		No.	6	障がいのある人への相談事業				
具体的施策・事業の内容		性別にとらわれず、障がいのある人の特性に応じた相談支援体制の充実を図る。						
実施区分		継 続		新 規		完 了	廃 止	
実施期間		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
		○		○		○	○	○
成果指標・活動指標		成果指標		相談窓口等の認知度の向上				
		活動指標		広報誌等で周知を行う（月 1 回以上）				
活動指標の具体的な考え方		周知を行うことで相談機関への認知度を向上させ、障がいのある人の困り事等への支援につなげる。						
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効		B. やや有効		C. あまり有効でない		D. 有効でない	
	《評価の理由》 障がいのある女性は複合的に困難な状況の置かれていることがあることから、相談支援体制の充実を図ることで、それぞれの事情に配慮したきめ細かい支援が可能となる。				《課題・問題点》 なし			

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	こども未来部　こども家庭課				担当者	浅井　純也
係　　名	こども支援係					
基本目標	No.	3	あらゆる差別のない地域づくり			
重点プラン	No.	8	多様な立場の困難を抱えた人々への支援			
施　　　策	No.	27	社会的に不利な状況にある人々への支援			
第5次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	3	節	1	具体的施策No.施策名	1 地域ぐるみの子育て支援
その他の計画	亀岡市子どもの貧困対策推進プラン					

施策(制度・事業)名		No.	7	家庭児童相談								
具体的施策・事業の内容		家庭児童相談室に家庭相談員を配置し、子どもや家庭における子育て等の問題や悩みについて、相談対応・助言を行う。										
実施区分		継 続		新 規		完 了		廃 止				
実施期間		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度		
		○		○		○		○		○		
成果指標・活動指標		成果指標		子の養育に不安を抱え、行政機関からの継続的な支援が必要と判断した児童と保護者が、サポートプランを通して他のサービスを受け入れるようになった割合（令和 1 1 年度目標値 1 0 0 %）								
		活動指標		—								
活動指標の具体的な考え方		—										
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効			B. やや有効			C. あまり有効でない			D. 有効でない		
	《評価の理由》 地域の相談窓口として、子育て世帯の悩み相談を実施している。支援ニーズの高い保護者、子ども、妊婦等の家庭を見守り、必要な資源につなぎ、生活課題の重篤化を防ぐ。			《課題・問題点》 サポートプランは当事者のニーズに沿った支援方針を作成することを目的としているため、本人同意を必要としている。しかし、相談内容や状況によっては、それが難しく、サポートプランの作成につながらない場合もある。								

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	市長公室 秘書課				担当者	服部 あすか
係 名	国際係					
基本目標	No.	3	あらゆる差別のない地域づくり			
重点プラン	No.	8	多様な立場の困難を抱えた人々への支援			
施 策	No.	28	国際交流事業における男女共同参画の推進			
第 5 次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	4	具体的施策No.施策名	2 在住外国人にも過ごしやすい まちづくり
その他の計画						

施策(制度・事業)名		No.	8	国際交流事業における男女共同参画の推進					
具体的施策・事業の内容		文化や生活様式、風土等との違いを超えた国際理解や多文化共生社会の実現に向け、世界各国の文化や歴史、言語、風土、生活様式を紹介する事業を行う。							
実施区分		継 続		新 規		完 了		廃 止	
実施期間		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
		○		○		○		○	
成果指標・活動指標		成果指標		—					
		活動指標		国際交流事業における男女共同参画に関するチラシ等の配布回数 (年 1 回以上)					
活動指標の具体的な考え方		多様な人が参加している国際交流事業において男女共同参画に関するチラシを配布することで、より多くの人に啓発することができる。							
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効			B. やや有効		C. あまり有効でない		D. 有効でない	
	《評価の理由》 国際交流事業の参加者の「異文化に触れた」「外国語を話したい」といった目的と、男女共同参画に関するチラシの啓発目的が異なり、情報の受容性が低いため、配布方法についても検討していく必要がある。					《課題・問題点》 なし			

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	市長公室 秘書課				担当者	服部 あすか
係 名	国際係					
基本目標	No.	3	あらゆる差別のない地域づくり			
重点プラン	No.	8	多様な立場の困難を抱えた人々への支援			
施 策	No.	28	国際交流事業における男女共同参画の推進			
第 5 次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	4	具体的施策No.施策名	2 在住外国人にも過ごしやす まちづくり
その他の計画						

施策(制度・事業)名		No.	9	外国人住民への支援の充実					
具体的施策・事業の内容		在住外国人の支援を担うかめおか多文化共生センターを拠点として、相談業務や言語サポーターの登録を行い、外国人住民への支援体制を充実させる。							
実施区分		継 続		新 規		完 了		廃 止	
実施期間		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
		○		○		○		○	
成果指標・活動指標		成果指標		各種イベントにて広報・周知（年2回以上）					
		活動指標		転入外国人に対し市民課窓口で同センターリーフレットを配布するとともに、各種イベントや関係機関を通じて広く広報・周知する。					
活動指標の具体的な考え方		多文化共生センターの機能及び相談窓口の存在を広く周知し、外国人住民及び関係者を相談窓口に誘導し、適切な支援機関へつなげる。							
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効			B. やや有効		C. あまり有効でない		D. 有効でない	
	《評価の理由》 外国人住民が増加する中で相談窓口を運営することで、多種多様な人たちが安心して暮らせるようなサポートができると考える。					《課題・問題点》 なし			

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	健康福祉部 健康増進課					担当者	井尻 紀子
係 名	健康づくり係						
基本目標	No.	3	あらゆる差別のない地域づくり				
重点プラン	No.	9	生涯にわたる健康の保持と促進				
施 策	No.	29	ライフステージに応じた健康づくりへの支援				
第 5 次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	3	節	5	具体的施策No.施策名	2 保健活動の充実	
その他の計画	かめおか健康プラン2 1（亀岡市健康増進計画）						

施策(制度・事業)名		No.	1	保健サービス事業					
具体的施策・事業の内容		健康づくり情報の提供や、健（検）診、相談、予防接種等の実施により、主体的に生涯を通じた健康づくりに取り組むよう支援する。							
実施区分		継 続		新 規		完 了		廃 止	
実施期間		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
		○		○		○		○	
成果指標・活動指標		成果指標		健康いきいきフェスティバルの参加人数及び健康について、維持・改善しようと思っている人の割合（人数 500 人、80.0%）					
		活動指標		健康いきいきフェスティバルの開催（年 1 回）					
活動指標の具体的な考え方		心身の健康づくりが、Q O L（生活の質）を高め、家庭や職場、地域生活の安定に寄与する。							
効果の評価	男女共同参画の視点から見た	A. 有 効		B. やや有効		C. あまり有効でない		D. 有効でない	
		《評価の理由》 心身の健康づくりは、出産、子どもの成長、学習、労働、家事、育児、介護等生涯の生活全般に関わる基盤であり、心身の安定が、差別を防ぎ、男女共同参画意識や行動を促す。例えば、不安定な感情やストレスが悪口やいじめ、虐待などの言動や感染症や病気等の情報不足が偏見・差別を助長しないよう、正しい情報提供や心身の健康の保持増進を図っている。			《課題・問題点》 生活習慣病によるがん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、歯周病などの健康課題に対し、生涯にわたる健康づくりが必要であり、個別の相談支援や集団への教育、健（検）診、予防接種など経年的に予防事業を展開し続ける必要がある。そのため、今後も専門職等の人的確保、事業予算の確保、保健事業の質、量を充実し、市民の健康意識を高め、生活習慣の改善等の健康づくり行動を促進していく必要がある。				

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	こども未来部　こども家庭課				担当者	奥脇　寿子
係　　名	母子健康係					
基本目標	No.	3	あらゆる差別のない地域づくり			
重点プラン	No.	9	生涯にわたる健康の保持と促進			
施　　　策	No.	29	ライフステージに応じた健康づくりへの支援			
第5次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	3	節	1	具体的施策No.施策名	1 地域ぐるみの子育て支援
その他の計画	亀岡市子ども・子育て支援事業計画 子どもの貧困対策推進プラン					

施策(制度・事業)名	No.	2	妊娠期の支援			
具体的施策・事業の内容	男女がともに妊娠・出産・子育てにかかわれるよう、父母ともに参加でき、体験や交流等を取り入れたパパママ教室を行う。					
実施区分	継 続		新 規		完 了	廃 止
実施期間	令和 8 年度		令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
	○		○	○	○	○
成果指標・活動指標	成果指標		アンケート「妊娠中・産後の生活について話し合うきっかけとなったか」の回答で「なった」「少しなった」の割合（90.0%以上）			
	活動指標		パパママ教室の開催回数（年12回）			
活動指標の具体的な考え方	パパママ教室を開催することで、男女がともに妊娠・出産・子育てにかかわれる					
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効		B. やや有効		C. あまり有効でない	D. 有効でない
	《評価の理由》 育児体験や参加者同士の交流等を取り入れた教室に、父母ともに参加してもらうことで、男女がともに妊娠・出産・子育てにかかわれるようにしている。			《課題・問題点》 なし		

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	生涯学習部 生涯スポーツ課				担当者	山口 諒
係 名	生涯スポーツ係					
基本目標	No.	3	あらゆる差別のない地域づくり			
重点プラン	No.	9	生涯にわたる健康の保持と促進			
施 策	No.	29	ライフステージに応じた健康づくりへの支援			
第5次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	4	節	3	具体的施策No.施策名	1 生涯スポーツ社会の推進と充実
その他の計画						

施策(制度・事業)名	No.	3	生涯スポーツ社会の推進と充実									
具体的施策・事業の内容	○児童期の子どもに対し、色々な種目のスポーツに親しめる機会を提供する。 ○青年期以降の全ての市民に対し、自主的なスポーツライフの実現に向けたサポートを推進する。 ○障がい者、高齢者に対し、スポーツプログラムに取り組む機会を提供する。 ○市内のスポーツ施設を整備・拡充し、スポーツ環境の質を高める。											
実施区分	継 続		新 規		完 了		廃 止					
実施期間	令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度			
	○		○		○		○		○			
成果指標・活動指標	成果指標		スポーツ大会（市及びスポーツ協会主催事業）等の参加人数（年 1 8, 0 0 0 人）									
	活動指標		広報かめおかやSNSでの広報による事業周知回数（各事業 2 回）									
活動指標の具体的な考え方		事業開催に合わせ、LINEやX等での広報を複数回にわたり配信を行い、市民が知る機会を設け、参加を促す。										
見た効果の評価 男女共同参画の視点から	A. 有 効			B. やや有効			C. あまり有効でない			D. 有効でない		
	《評価の理由》 前期実施計画期間では、活動指標を満たしており、具体的施策で掲げている様々な年齢層を対象に、スポーツを親しめる機会を設けるといった点を達成することができているため、上記の評価を行った。						《課題・問題点》 市民が誰でも気軽に参加できる事業を実施するうえで、実施内容が参加者のニーズに合った内容となっているか検討が必要である。					

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	教育部 学校教育課					担当者	子安 恵美子
係 名	指導係						
基本目標	No.	3	あらゆる差別のない地域づくり				
重点プラン	No.	9	生涯にわたる健康の保持と促進				
施 策	No.	30	女性の健康を脅かす問題についての対策の推進				
第5次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	4	節	1	具体的施策No.施策名	3 教育内容の充実	
その他の計画	第2次亀岡市教育振興基本計画						

施策(制度・事業)名		No.	4	心身の健康と安全に関わる教育の充実（再掲）								
具体的施策・事業の内容		学校教育の中で発達段階に応じ、喫煙・飲酒についての健康被害やH I V／エイズ、性感染症、薬物乱用の有害性などに関する正確な知識・情報の提供を行う。また、健康な身体づくりを支援できる取組を進める。 さらに、食に関する正しい知識の普及啓発を図るため、食育の推進に努める。 ○発達段階に応じた喫煙・薬物乱用防止及び性教育等の実施 ○収穫や料理など体験を通じた食育の普及啓発										
実施区分		継 続		新 規		完 了		廃 止				
実施期間		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度		
		○		○		○		○		○		
成果指標・活動指標		成果指標		—								
		活動指標		継続的な児童生徒への啓発								
活動指標の具体的な考え方		授業などにおいて、健康被害を含めた心身の健康と安全に関する内容の啓発を行う。										
見た効果の評価 男女共同参画の視点から		A. 有 効			B. やや有効			C. あまり有効でない			D. 有効でない	
		《評価の理由》 学校において、男女が互いに心身の健康について正確な知識・情報を身に付けることや食育を通して理解を深めることは、生命や自己を尊重し適切な行動が取れることにつながると共に、男女共同参画社会についての意識啓発の充実を図ることができる。						《課題・問題点》 学校・家庭・地域の連携が必要である。				

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	生涯学習部 人権啓発課					担当者	竹嶋 宣輝
係 名	男女共同参画推進係						
基本目標	No.	3	あらゆる差別のない地域づくり				
重点プラン	No.	9	生涯にわたる健康の保持と促進				
施 策	No.	30	女性の健康を脅かす問題についての対策の推進				
第 5 次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	2	具体的施策No.施策名	3 多種多様な人たちへの支援と理解の促進	
その他の計画							

施策(制度・事業)名	No.	5	性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）に関する学習機会の提供							
具体的施策・事業の内容	男女が互いの身体的特性を十分に理解し、人権を尊重し合えるよう、性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の認識を深める学習機会の提供や情報紙や市ホームページへの掲載などによる情報提供に努める。									
実施区分	継 続		新 規		完 了		廃 止			
実施期間	令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度	
	○		○		○		○		○	
成果指標・活動指標	成果指標		リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて知っているという回答した市民の割合（30.0％）							
	活動指標		リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて情報提供を行う回数（年1回）							
活動指標の具体的な考え方			セミナーや「女性に対する暴力をなくす運動」期間を活用し、啓発を行う。							
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効		B. やや有効		C. あまり有効でない		D. 有効でない			
	《評価の理由》 リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報提供や啓発を行うことで、性別に関わらず全ての人が生涯を通じた健康づくりに主体的に取り組む意識づくりを見込めるため。				《課題・問題点》 広報等を通じて、情報提供を行った後、どれくらい浸透しているか状況を把握することが非常に難しい。					

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書

担当部課	生涯学習部 人権啓発課				担当者	竹嶋 宣輝
係 名	男女共同参画推進係					
基本目標	No.	3	あらゆる差別のない地域づくり			
重点プラン	No.	10	L G B T Q +への理解促進と支援			
施 策	No.	31	L G B T Q +の人への社会的理解の促進に向けた啓発			
第 5 次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	2	具体的施策No.施策名	3 多種多様な人たちへの支援と理解の促進
その他の計画						

施策(制度・事業)名		No.	1	L G B T Q +の理解促進					
具体的施策・事業の内容		L G B T Q +に関する正しい情報の提供を行っていくとともに、理解促進のための啓発活動を行う。							
実施区分		継 続		新 規		完 了		廃 止	
実施期間		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
		○		○		○		○	
成果指標・活動指標		成果指標		L G B T Q +について知っていると感じた市民の割合 (70.0%)					
		活動指標		L G B T Q +に関する情報提供回数 (年 1 回以上)					
活動指標の具体的な考え方		L G B T Q +に関するイベント事業や啓発物品の配布等を通じて啓発を行う。							
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効		B. やや有効		C. あまり有効でない		D. 有効でない		
	《評価の理由》 L G B T Q +をテーマにしたイベントや講座を実施することで、参加した多くの人々の理解促進が期待できる。				《課題・問題点》 啓発活動の対象となるイベント参加者の確保や広報等を通じた情報提供後の浸透状況の把握が課題である。				

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	生涯学習部 人権啓発課					担当者	竹嶋 宣輝
係 名	男女共同参画推進係						
基本目標	No.	3	あらゆる差別のない地域づくり				
重点プラン	No.	10	L G B T Q + への理解促進と支援				
施 策	No.	31	L G B T Q + の人への社会的理解の促進に向けた啓発				
第 5 次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	2	具体的施策No.施策名	3 多種多様な人たちへの支援と理解の促進	
その他の計画							

施策(制度・事業)名		No.	2	パートナーシップ宣誓制度の実施								
具体的施策・事業の内容		一方又は双方がL G B T Q+である二人が互いを人生のパートナーとして協力関係にあることを、市が宣誓書受領証を交付することで公認する。また、パートナーシップ宣誓制度の周知を図りながら社会的理解を促進する。										
実施区分		継 続		新 規		完 了		廃 止				
実施期間		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度		
		○		○		○		○		○		
成果指標・活動指標		成果指標		要綱・手引きに基づいた適切かつ柔軟な対応								
		活動指標		ホームページでの周知回数（年1回）								
活動指標の具体的な考え方		制度に関する社会的理解の促進、制度利用の周知及び制度を活用する市民に向けて情報提供を行う。										
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効			B. やや有効			C. あまり有効でない			D. 有効でない		
	《評価の理由》 パートナーシップ宣誓制度の周知や利用しやすい環境づくりに取り組むことで、L G B T Q+の人々の生きづらさの解消が期待される。						《課題・問題点》 なし					

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	生涯学習部 人権啓発課				担当者	竹嶋 宣輝
係 名	男女共同参画推進係					
基本目標	No.	4	あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり 【DV対策基本計画】			
重点プラン	No.	11	暴力に気づき、暴力をふるわない、許さない意識づくり			
施 策	No.	32	女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり			
第5次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	2	具体的施策No.施策名	1 男女共同参画の意識づくり
その他の計画						

施策(制度・事業)名	No.	1	ゆう・あいセミナーの開催（再掲）								
具体的施策・事業の内容	一人ひとりの意識や行動の変化を促し、男女共同参画社会の実現を推進するため、男女共同参画に関する講座を開催する。										
実施区分	継 続		新 規		完 了		廃 止				
実施期間	令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度		
	○		○		○		○		○		
成果指標・活動指標	成果指標		社会全体の中で男女の地位は平等になっていると思う市民の割合（30.0％）								
	活動指標		ゆう・あいセミナーの開催回数（年3回）								
活動指標の具体的な考え方		イクボス講座、スキルアップセミナー、DV防止啓発講座を各対象者向けに開催することで、男女共同参画社会の実現と多様な人材の育成を目指す。									
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効		B. やや有効			C. あまり有効でない			D. 有効でない		
	《評価の理由》 DVの防止やスキル向上を目的としたセミナーなどを開催し、市民等の参加を促すことで、職場や地域活動において活躍できる多様な人材の育成につながることが期待されるため。			《課題・問題点》 セミナーへの参加人数が伸び悩んでおり、誰もが参加しやすい興味を引くテーマ設定と、SNS等を活用した効果的な周知により参加促進を図ることが課題である。							

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	生涯学習部 人権啓発課				担当者	竹嶋 宣輝
係 名	男女共同参画推進係					
基本目標	No.	4	あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり 【DV対策基本計画】			
重点プラン	No.	11	暴力に気づき、暴力をふるわない、許さない意識づくり			
施 策	No.	32	女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり			
第5次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	2	具体的施策No.施策名	3あらゆる暴力の根絶
その他の計画						

施策(制度・事業)名	No.	2	暴力を根絶するための広報・啓発活動の推進							
具体的施策・事業の内容	暴力に気づき、暴力を許さない意識づくりのため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間などあらゆる機会を通して啓発活動を行う。									
実施区分	継 続		新 規		完 了		廃 止			
実施期間	令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度	
	○		○		○		○		○	
成果指標・活動指標	成果指標		配偶者暴力防止法（DV防止法）の認知度（90.0%）							
	活動指標		女性に対する暴力をなくす運動の啓発実施回数（年1回以上）							
活動指標の具体的な考え方	講座やセミナー、展示・広報などで暴力防止に関する話題を取り上げ、啓発を行い、関連して暴力防止法について周知する。									
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効			B. やや有効		C. あまり有効でない		D. 有効でない		
	《評価の理由》 事業等を通じて継続的に啓発を行うことで、暴力の防止や関連法の認知度向上に向けた効果が期待できるため。					《課題・問題点》 関連する法律等の認知度向上のため、今後 も継続して配偶者等における暴力防止法の周知に向けた啓発活動を行う必要がある。 令和6年度 男女共同参画市民意識調査 配偶者等における暴力防止法の認知度 ⇒77.8%				

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	生涯学習部 人権啓発課				担当者	竹嶋 宣輝
係 名	男女共同参画推進係					
基本目標	No.	4	あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり 【DV対策基本計画】			
重点プラン	No.	11	暴力に気づき、暴力をふるわない、許さない意識づくり			
施 策	No.	33	配偶者等からの暴力への対策の推進			
第5次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	2	具体的施策No.施策名	3あらゆる暴力の根絶
その他の計画						

施策(制度・事業)名	No.	3	緊急時の対応マニュアルの整備		
具体的施策・事業の内容	被害者からの相談や関係機関からの通報による緊急時に、即時に対応できるよう、対応マニュアルの整備を行う。				
実施区分	継 続		新 規	完 了	廃 止
実施期間	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
	○	○	○	○	○
成果指標・活動指標	成果指標	緊急を要する相談者への迅速かつ適切な対応			
	活動指標	対応マニュアルの更新（年 1 回）			
活動指標の具体的な考え方	対応マニュアルを定期的に見直すことで、相談時の具体的な対応や関係機関との連携策について、スムーズな情報伝達・対応を目指す。				
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効		B. やや有効	C. あまり有効でない	D. 有効でない
	《評価の理由》 DV等の緊急時において、被害者の安全を最優先に、関係機関と連携機関と迅速に対応を行うことができるため。			《課題・問題点》 近年の法改正に対応するとともに、福祉・医療等の関係機関との連携について、マニュアルを整備し、より円滑な情報共有・対応を図ることが必要である。	

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	こども未来部 こども家庭課				担当者	浅井 純也
係 名	こども支援係					
基本目標	No.	4	あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり 【D V対策基本計画】			
重点プラン	No.	11	暴力に気づき、暴力をふるわない、許さない意識づくり			
施 策	No.	33	配偶者等からの暴力への対策の推進			
第 5 次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	3	節	1	具体的施策No.施策名	1 地域ぐるみの子育て支援
その他の計画						

施策(制度・事業)名	No.	4	被害者の自立に向けた支援								
具体的施策・事業の内容	児童とその児童を養育する女性の保護が必要な場合に、母子生活支援施設への入所により、母子の保護と自立を支援する。										
実施区分	継 続		新 規		完 了		廃 止				
実施期間	令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度		
	○		○		○		○		○		
成果指標・活動指標	成果指標		—								
	活動指標		入所先施設と年 1 回以上連携を行い、入所世帯の自立を支援する。								
活動指標の具体的な考え方		入所世帯の将来的な自立に向け、入所先施設と密に連携し、本人の意思を尊重した支援を行う。									
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効		B. やや有効			C. あまり有効でない			D. 有効でない		
	《評価の理由》 母子生活支援施設は、DV被害等を理由に入所できる施設であり、母親と児童がともに入所できる点が特徴。入所後、施設職員の支援を受けながら生活の立て直しを図ることで、退所後の安定した生活を目指す。			《課題・問題点》 入所後定期的に、施設側との連携及び入所者に対する面談等を通して、退所を視野に入れた自立支援を行っているが、遠方の施設の場合、実際に出向くことが難しい場合もある。オンラインや電話などの手段を活用し、切れ目のない継続的な支援体制を構築する必要がある。							

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	市民生活部 市民課				担当者	高橋 秀明
係 名	受付係					
基本目標	No.	4	あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり 【DV対策基本計画】			
重点プラン	No.	11	暴力に気づき、暴力をふるわない、許さない意識づくり			
施 策	No.	33	配偶者等からの暴力への対策の推進			
第 5 次亀岡市総合計画具体的施策	章	1	節	2	具体的施策No.施策名	あらゆる暴力の根絶
その他の計画						

施策(制度・事業)名		No.	5	被害者情報の保護				
具体的施策・事業の内容		各種手続きを行う窓口等において、被害者等やその関係者の情報の漏えいを防ぐため、情報管理を徹底するとともに、住民基本台帳の閲覧制限等、被害者の情報を保護し、安全を確保するための取組を行う。						
実施区分		継 続		新 規		完 了	廃 止	
実施期間		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
		○		○		○	○	○
成果指標・活動指標		成果指標		—				
		活動指標		—				
活動指標の具体的な考え方		—						
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効		B. やや有効		C. あまり有効でない		D. 有効でない	
	《評価の理由》 配偶者等による暴力から被害者を救済し、被害者の生活及び心身の安定につなげることができる。				《課題・問題点》 被害者側の視点に傾斜した制度設計となっており、被害者の申出内容と実状との相違が疑われる事案が散見される。			

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	まちづくり推進部 建築住宅課				担当者	石橋 香織
係 名	住宅空家対策係					
基本目標	No.	4	あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり 【DV対策基本計画】			
重点プラン	No.	11	暴力に気づき、暴力をふるわない、許さない意識づくり			
施 策	No.	33	配偶者等からの暴力への対策の推進			
第5次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	7	節	5	具体的施策No.施策名	5市営住宅の適正管理
その他の計画						

施策(制度・事業)名	No.	6	D V被害者等の市営住宅への入居							
具体的施策・事業の内容	市営住宅の入居募集時、D V被害者世帯を対象に含む優先世帯向け募集を行う。また、空き部屋があり且つ緊急性の高いケースにおいて、D V被害者の市営住宅への期限付き入居を承認（地方自治法及び亀岡市財務規則における行政財産の目的外使用）し、D V被害者の生活の安定と自立の支援を行う。									
実施区分	継 続		新 規		完 了		廃 止			
実施期間	令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度	
	○		○		○		○		○	
成果指標・活動指標	成果指標		—							
	活動指標		市営住宅の入居募集時に優先世帯募集枠を設ける。							
活動指標の具体的な考え方			D V被害者の避難ができる場所として、市営住宅が選択肢のひとつとなるよう、市営住宅入居者募集時にD V被害者世帯を含めた優先世帯向け募集枠を設ける。							
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効		B. やや有効		C. あまり有効でない			D. 有効でない		
	《評価の理由》 市民意識調査でも求められている「配偶者等からの暴力を受けた被害者が避難できる場所」の選択肢が増えることになるため。				《課題・問題点》 なし					

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	こども未来部　こども家庭課				担当者	浅井　純也
係　　名	こども支援係					
基本目標	No.	4	あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり　【DV対策基本計画】			
重点プラン	No.	11	暴力に気づき、暴力をふるわない、許さない意識づくり			
施　　策	No.	33	配偶者等からの暴力への対策の推進			
第5次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	3	節	1	具体的施策No.施策名	1 地域ぐるみの子育て支援
その他の計画	亀岡市子どもの貧困対策推進プラン					

施策(制度・事業)名	No.	7	児童虐待への適切な対応								
具体的施策・事業の内容	児童虐待の未然防止や早期発見に取り組み、子どもの安全確保の対応や被虐待児童の自立支援や家庭支援等を、関係機関との緊密な連携のもと、迅速・的確に行う。										
実施区分	継 続		新 規		完 了		廃 止				
実施期間	令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度		
	○		○		○		○		○		
成果指標・活動指標	成果指標		要保護児童対策地域協議会管理ケースにおいて、子どもが発達段階に応じて自らの意見を表明できるよう支援した割合 (令和 1 1 年度目標値 1 0 0 %)								
	活動指標		—								
活動指標の具体的な考え方		—									
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効		B. やや有効			C. あまり有効でない			D. 有効でない		
	《評価の理由》 要保護児童地域対策協議会の代表者会及び実務者会議を定期的を開催することで、児童虐待防止のためのネットワークを形成し、児童虐待に対して円滑な対応ができる体制を構築していく。			《課題・問題点》 関係者とのさらなる連携強化のため、円滑な情報連携、共有ができるシステムを構築していく必要がある。							

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	生涯学習部 人権啓発課				担当者	竹嶋 宣輝
係 名	男女共同参画推進係					
基本目標	No.	4	あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり 【DV対策基本計画】			
重点プラン	No.	12	DV被害者への相談や支援の強化			
施 策	No.	34	相談体制の充実と連携の強化			
第5次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	2	具体的施策No.施策名	3あらゆる暴力の根絶
その他の計画						

施策(制度・事業)名	No.	1	女性の相談室		
具体的施策・事業の内容	一般相談と専門相談（法律相談、フェミニストカウンセリング）を実施し、支援を必要としている人を必要な相談窓口へ繋げるよう情報提供を行う。				
実施区分	継 続		新 規	完 了	廃 止
実施期間	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
	○	○	○	○	○
成果指標・活動指標	成果指標	「女性の相談室」を知っているという人の割合（50.0%）			
	活動指標	パンフレットの配布回数（年1回以上）			
活動指標の具体的な考え方	「女性の相談室」のパンフレットを関係機関等に配布することで、支援を必要としている人への情報提供を行う。				
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効		B. やや有効	C. あまり有効でない	D. 有効でない
	《評価の理由》 配偶者や恋人に関すること、DVや家庭不和、人間関係に関することなど、女性が抱える悩みや相談ごとを女性相談支援員が聴くとともに、必要に応じて、専門相談や関係機関につなぐことで解消に向けた効果が期待できるため。			《課題・問題点》 職員・女性相談支援員間の連携や個別ケースごとの情報共有、女性相談支援員の心理的ケアなど、今後も密接な連携が必要である。	

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	生涯学習部 人権啓発課				担当者	竹嶋 宣輝
係 名	男女共同参画推進係					
基本目標	No.	4	あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり 【DV対策基本計画】			
重点プラン	No.	12	DV被害者への相談や支援の強化			
施 策	No.	34	相談体制の充実と連携の強化			
第5次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	2	具体的施策No.施策名	3あらゆる暴力の根絶
その他の計画						

施策(制度・事業)名		No.	2	女性の相談ネットワーク会議の開催					
具体的施策・事業の内容		被害者のさまざまな問題に対し支援を行うため、警察、保健・福祉、医療などの関係機関と勉強会を開催する。							
実施区分		継 続		新 規		完 了		廃 止	
実施期間		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
		○		○		○		○	
成果指標・活動指標		成果指標		緊急を要する相談者への迅速かつ適切な対応					
		活動指標		女性の相談ネットワーク会議の開催回数（年 2 回）					
活動指標の具体的な考え方		関係機関との連携・情報共有を目的とした会議及び研修会を開催し、相談体制の強化を図る。							
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効		B. やや有効		C. あまり有効でない		D. 有効でない		
	《評価の理由》 女性の相談ネットワーク会議の構成団体と勉強会及び各相談の実績等を共有することで、連携強化や情報共有の効果を得られるため。				《課題・問題点》 情報交換の場及び研修会を実施しているが、関係機関によって、専門的知識の習得に違いがみられる。研修等のテーマ設定や実施後どれくらい効果があったか把握することが課題である。				

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	生涯学習部 人権啓発課				担当者	岩城 光太
係 名	啓発振興係					
基本目標	No.	4	あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり 【DV対策基本計画】			
重点プラン	No.	12	DV被害者への相談や支援の強化			
施 策	No.	34	相談体制の充実と連携の強化			
第5次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	2	具体的施策No.施策名	3あらゆる暴力の根絶
その他の計画						

施策(制度・事業)名	No.	3	人権相談							
具体的施策・事業の内容	人権擁護委員による人権相談を実施する。また、人権相談のPRを図る。									
実施区分	継 続		新 規		完 了		廃 止			
実施期間	令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度	
	○		○		○		○		○	
成果指標・活動指標	成果指標		—							
	活動指標		人権相談の実施回数（月2回）							
活動指標の具体的な考え方	市の広報誌、HP及び人権啓発だよりにて広く市民へ広報する。									
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効		B. やや有効			C. あまり有効でない			D. 有効でない	
	《評価の理由》 近年、DV、セクシュアルハラスメント、ストーカー及び性別による固定的な役割分担意識などから生じる人権問題など、男女共同参画に関わる問題が多様化しており、人権擁護委員がこれらの相談に対応することが効果的であるため。					《課題・問題点》 人権擁護委員の構成において、年齢層が高く、例えば、現役世代の委員の登用など、若年層や特定の性別の相談者が話しやすい環境を構築する必要がある。				

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	生涯学習部 人権啓発課				担当者	竹嶋 宣輝
係 名	男女共同参画推進係					
基本目標	No.	4	あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり 【DV対策基本計画】			
重点プラン	No.	12	DV被害者への相談や支援の強化			
施 策	No.	34	相談体制の充実と連携の強化			
第5次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	2	具体的施策No.施策名	3あらゆる暴力の根絶
その他の計画						

施策(制度・事業)名		No.	4	被害者の自立支援に向けた関係機関との連携								
具体的施策・事業の内容		相談事業等を取り扱っている各機関の担当者と連携を図り、相談者へ適切・迅速な対応ができるようにネットワーク会議を開催し、情報の共有化など、総合的な支援体制を充実させる。										
実施区分		継 続		新 規		完 了		廃 止				
実施期間		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度		
		○		○		○		○		○		
成果指標・活動指標		成果指標		緊急を要する相談者への迅速かつ適切な対応								
		活動指標		女性の相談ネットワーク会議の開催回数（年 2 回）								
活動指標の具体的な考え方		関係機関との連携・情報共有を目的とした会議及び研修会を開催し、相談体制の強化を図る。										
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効			B. やや有効			C. あまり有効でない			D. 有効でない		
	《評価の理由》 各機関の担当者と連携し、相談者へ適切・迅速な対応ができるように女性の相談ネットワーク会議を開催することで、情報の共有化など、総合的な支援体制の充実を図ることができるため。						《課題・問題点》 今後も継続的に関係機関との具体的な情報共有を行って行く必要がある。					

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	生涯学習部 人権啓発課				担当者	竹嶋 宣輝
係 名	男女共同参画推進係					
基本目標	No.	4	あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり 【DV対策基本計画】			
重点プラン	No.	12	DV被害者への相談や支援の強化			
施 策	No.	34	相談体制の充実と連携の強化			
第5次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	2	具体的施策No.施策名	3あらゆる暴力の根絶
その他の計画						

施策(制度・事業)名		No.	5	相談窓口の周知					
具体的施策・事業の内容		DV相談カードやリーフレット、市ホームページなどを活用し、相談窓口を広く市民に周知することで、相談につなげる。							
実施区分		継 続		新 規		完 了		廃 止	
実施期間		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		○		○		○		○	
成果指標・活動指標		成果指標		「女性の相談室」を知っているという人の割合（50.0％）					
		活動指標		相談窓口の周知回数（年3回以上）					
活動指標の具体的な考え方		広報媒体を活用し、「女性の相談室」を含めた相談窓口の周知を図る。 （相談カードの配布、女性の相談室パンフレットの配布、ホームページ周知等）							
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効		B. やや有効		C. あまり有効でない		D. 有効でない		
	《評価の理由》 啓発物や市広報を活用することで、相談窓口を広く周知するとともに、必要に応じて悩みや相談ごとを持つ女性を新たに適切な機関・窓口へとつなぐ効果が期待できるため。				《課題・問題点》 市内各施設等のトイレに「女性の相談室」の案内カードを置いているが、継続的に周知が必要である。 令和6年度 男女共同参画市民意識調査 「女性の相談室」を知っている人の割合 ⇒26.3％				

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	生涯学習部 人権啓発課					担当者	竹嶋 宣輝
係 名	男女共同参画推進係						
基本目標	No.	5	市民と行政の協働による男女共同参画の推進				
重点プラン	No.	13	男女共同参画の実効性の確保				
施 策	No.	35	庁内連携による計画の推進				
第 5 次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	2	具体的施策No.施策名	1 男女共同参画の意識づくり	
その他の計画							

施策(制度・事業)名	No.	1	男女共同参画推進員の任命							
具体的施策・事業の内容	職員の中から男女共同参画の職場づくりに向けて調査・研究を実施する男女共同参画推進員を任命し、職員一人ひとりの意識を高める。									
実施区分	継 続		新 規		完 了		廃 止			
実施期間	令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度	
	○		○		○		○		○	
成果指標・活動指標	成果指標		任期中に男女共同参画の視点を自らの業務に取り入れた推進員の割合（60.0%以上）							
	活動指標		男女共同参画推進員会議の実施回数（年2回以上）							
活動指標の具体的な考え方			会議において男女共同参画に関する調査や研修を行い、男女共同参画の視点を持った職員の増加・意識向上を目指す。							
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効		B. やや有効		C. あまり有効でない			D. 有効でない		
	《評価の理由》 会議及び研修等を通じて、職員の資質向上、男女共同参画の視点を有した職員・職場づくりを実現する効果が見込めるため。					《課題・問題点》 会議や研修等を通じて習得した男女共同参画の視点を実際に職場等で浸透させていく具体的手法について、引き続き学習機会の提供とともに周知していく必要がある。				

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	生涯学習部 人権啓発課					担当者	竹嶋 宣輝
係 名	男女共同参画推進係						
基本目標	No.	5	市民と行政の協働による男女共同参画の推進				
重点プラン	No.	13	男女共同参画の実効性の確保				
施 策	No.	36	苦情処理のためのシステムづくり				
第 5 次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	2	具体的施策No.施策名	1 男女共同参画の意識づくり	
その他の計画							

施策(制度・事業)名	No.	2	苦情処理制度の運用		
具体的施策・事業の内容	男女共同参画に関する市の施策について、苦情や相談、性別による人権侵害を受けた場合の申出制度について、市ホームページで広く市民に周知する。				
実施区分	継 続		新 規	完 了	廃 止
実施期間	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
	○	○	○	○	○
成果指標・活動指標	成果指標	苦情・相談等の受付及び審議会での意見聴取による適切な対応			
	活動指標	苦情申出制度の周知（年 1 回）			
活動指標の具体的な考え方	制度を周知することで、市の施策に関する新たな苦情・相談等を把握する。				
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効		B. やや有効	C. あまり有効でない	D. 有効でない
	《評価の理由》 市が実施する男女共同参画に関する事業や施策についての苦情の申出があるときは審議会 会で意見を聴取し、適切な措置を講じる。			《課題・問題点》 なし	

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	生涯学習部 人権啓発課					担当者	竹嶋 宣輝
係 名	男女共同参画推進係						
基本目標	No.	5	市民と行政の協働による男女共同参画の推進				
重点プラン	No.	13	男女共同参画の実効性の確保				
施 策	No.	37	計画の進行管理				
第 5 次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	2	具体的施策No.施策名	1 男女共同参画の意識づくり	
その他の計画							

施策(制度・事業)名		No.	3	男女共同参画計画の実施計画の策定・進行管理					
具体的施策・事業の内容		計画を実効性のあるものにするために、実施計画を策定するとともに、定期的に実施状況の点検・評価を行い、計画の着実な進捗を図る。							
実施区分		継 続		新 規		完 了		廃 止	
実施期間		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
		○		○		○		○	
成果指標・活動指標		成果指標		実情に応じた男女共同参画計画の取組内容の改善					
		活動指標		実施状況の点検評価回数（年 1 回）					
活動指標の具体的な考え方		毎年度、各事業の実施状況を点検・評価することで計画の進捗を把握し、審議会や市ホームページ等で結果を公開するとともに、改善可能な事業を定期的に見直す。							
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効		B. やや有効		C. あまり有効でない		D. 有効でない		
	《評価の理由》 定期的に事業の実施評価をすることで、各担当課における意識付けと見直しを図ることができる。				《課題・問題点》 改善の余地のある事業については、引き続き男女共同参画の推進に向けた取組の実施を働きかけていく必要がある。				

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	生涯学習部 人権啓発課					担当者	竹嶋 宣輝
係 名	男女共同参画推進係						
基本目標	No.	5	市民と行政の協働による男女共同参画の推進				
重点プラン	No.	14	男女共同参画事業の周知				
施 策	No.	38	男女共同参画条例の周知				
第 5 次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	2	具体的施策No.施策名	1 男女共同参画の意識づくり	
その他の計画							

施策(制度・事業)名		No.	1	男女共同参画条例の普及・啓発					
具体的施策・事業の内容		男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画条例を広く市民や事業者等に普及させるため、男女共同参画週間やイベント事業等あらゆる機会を通して啓発活動を行う。							
実施区分		継 続		新 規		完 了		廃 止	
実施期間		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
		○		○		○		○	
成果指標・活動指標		成果指標		亀岡市男女共同参画条例の認知度（50.0％）					
		活動指標		リーフレットの配布回数（年3回以上）					
活動指標の具体的な考え方		男女共同参画週間及び各イベント事業等を通じて、男女共同参画条例の周知を行う。							
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効		B. やや有効		C. あまり有効でない		D. 有効でない		
	《評価の理由》 「亀岡市男女共同参画条例」は、本市における男女共同参画推進に関する基本理念を定めたものである。しかし、令和6年度の市民意識調査においては認知度について、数値目標を下回る結果が出ており、普及・浸透のために引き続き周知に取り組んでいく。				《課題・問題点》 認知度向上に向け、今後もセミナーやイベント、広報等を通じて、男女共同参画条例の周知を図っていく必要がある。 令和6年度 男女共同参画市民意識調査 「亀岡市男女共同参画条例の認知度」 ⇒ 36.1％				

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	生涯学習部 市民力推進課				担当者	藤井 那菜
係 名	市民活動推進係					
基本目標	No.	5	市民と行政の協働による男女共同参画の推進			
重点プラン	No.	14	男女共同参画事業の周知			
施 策	No.	39	市民との協働による男女共同参画の推進			
第5次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	3	具体的施策No.施策名	3 市民協働活動の促進
その他の計画						

施策(制度・事業)名	No.	2	地域活動、市民活動の拠点づくり		
具体的施策・事業の内容	活動団体に対する行政の資金面を含む各支援及び活動促進事業や「かめおか市民活動推進センター」の相談等各事業の実施にあたって、男女共同参画の視点を含めた事業展開が行われるように推進していく。				
実施区分	継 続		新 規	完 了	廃 止
実施期間	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
	○	○	○	○	○
成果指標・活動指標	成果指標	—			
	活動指標	市民活動団体への男女共同参画に関する情報提供回数（1 回）			
活動指標の具体的な考え方	情報提供を通じて、男女共同参画に対する理解を深めることができる。				
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効		B. やや有効	C. あまり有効でない	D. 有効でない
	《評価の理由》 各支援や情報発信等によって男女共同参画の重要性と理解を深められる機会を提供できるため。			《課題・問題点》 なし	

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	生涯学習部 人権啓発課					担当者	竹嶋 宣輝
係 名	男女共同参画推進係						
基本目標	No.	5	市民と行政の協働による男女共同参画の推進				
重点プラン	No.	14	男女共同参画事業の周知				
施 策	No.	39	市民との協働による男女共同参画の推進				
第 5 次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	2	具体的施策No.施策名	1 男女共同参画の意識づくり	
その他の計画							

施策(制度・事業)名		No.	3	かめおか人権・平和 市民フォーラム（男女共同参画推進事業）の開催					
具体的施策・事業の内容		市民との協働により、男女共同参画社会に関する講演会や映画上映会、展示などを行う「男女共同参画推進事業」を開催し、グループや団体等のネットワークづくりを促進する。							
実施区分		継 続		新 規		完 了		廃 止	
実施期間		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
		○		○		○		○	
成果指標・活動指標		成果指標		社会全体の中で男女の地位は平等になっていると思う市民の割合（30.0%）					
		活動指標		かめおか人権・平和 市民フォーラム（男女共同参画推進事業）の開催回数（年1回）					
活動指標の具体的な考え方		男女共同参画社会の実現に向け活動するグループや団体と一緒に事業を行うことで、男女共同参画の意識づくり図る。							
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効		B. やや有効		C. あまり有効でない		D. 有効でない		
	《評価の理由》 講演会や展示、ワークショップ等のイベント・体験を通じて、参加者に男女共同参画の啓発を行うとともに、男女共同参画社会の実現に向け活動する各グループ・団体とのネットワークを構築していく効果が期待できるため。				《課題・問題点》 年々参画する団体が減少しており、各団体とのネットワークの構築が難しくなっている。KYISS登録団体や女性人材の新規獲得とともに、男女共同参画の推進に関心を持つ団体・個人の参画を促すことが喫緊の課題である。				

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。

**ゆう・あいプラン 2021 後期実施計画
(令和 8~12 年度) 調書**

担当部課	生涯学習部 人権啓発課					担当者	竹嶋 宣輝
係 名	男女共同参画推進係						
基本目標	No.	5	市民と行政の協働による男女共同参画の推進				
重点プラン	No.	14	男女共同参画事業の周知				
施 策	No.	39	市民との協働による男女共同参画の推進				
第5次亀岡市総合計画 画具体的施策	章	1	節	2	具体的施策No.施策名	1 男女共同参画の意識づくり	
その他の計画							

施策(制度・事業)名	No.	4	男女共同参画の実現を目指した市民活動への支援（再掲）		
具体的施策・事業の内容	男女共同参画社会実現に向けて活動している団体やグループの交流及びネットワークづくりの支援、情報の提供、活動内容の広報支援を行う。				
実施区分	継 続		新 規	完 了	廃 止
実施期間	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
	○	○	○	○	○
成果指標・活動指標	成果指標	K Y I S S に加入する登録団体の拡大			
	活動指標	K Y I S S に加入する登録団体への情報提供回数（年 1 回以上）			
活動指標の具体的な考え方	男女共同参画に関連する事業の開催や登録グループの活動について、市広報紙等により情報提供することで、市民活動への支援を行う。				
効果の評価 男女共同参画の視点から見た	A. 有 効		B. やや有効	C. あまり有効でない	D. 有効でない
	《評価の理由》 グループ等の相互交流やネットワーク化、男女共同参画の視点を持った団体の市民活動などのさらなる推進を見込めるため。			《課題・問題点》 登録団体への情報提供や、広報協力を継続しているが、登録団体数が年々減少している。男女共同参画の推進に関心を持つ団体の新規登録が課題である。	

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※ 関連資料がある場合は、添付してください。